



* 0051591000 *

0051591-000

377. 3-Ka48ウ

金沢医科大学一覽

金沢医科大学

昭和21・22年

昭和22

AHN


377.3

Ka48

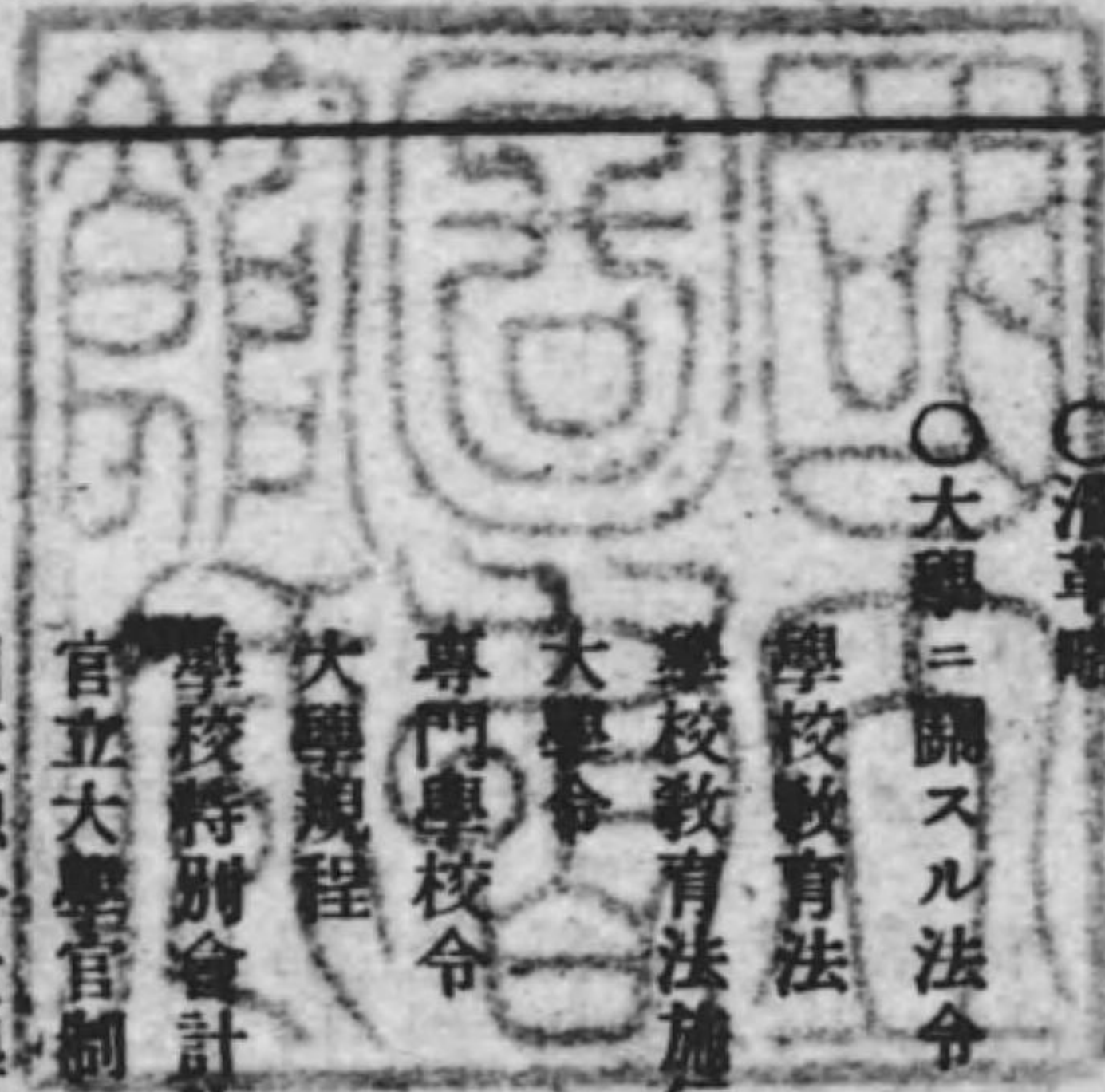
金澤醫科大學一覽

昭和
三二
年





379.2³
Ka 48



金澤醫科大學一覽

目次

編者寄贈本

○沿革略

○大學ニ關スル法令

學校教育法

學校教育法施行規則

大學令

專門學校令

大學規程

學校特別會計法

官立大學官制

國立總合大學及官立醫科大學ニ臨時ニ附屬醫學專門部ヲ設置スルノ件

官立大學長職務規程

國立總合大學名譽教授に關する勅令

國立總合大學、官立大學、高等師範學校及文部省直轄諸學校雇外國人

ニ關スル件



七二

七一

六九

六七

五九

五四

五〇

四八

四四

四四

三三

三三

文部省直轄學校外國人特別入學規程

○學位

學位令

金澤醫科大學學位規程

○金澤醫科大學規則

第一章 學期及休業日

第二章 學科目

第三章 入學、在學、休學、退學、轉學及除籍

第四章 試驗及稱號

第五章 入學檢定料、入學料及授業料

第六章 服裝

第七章 懲戒

第八章 外國學生

第九章 專攻生

○金澤醫科大學附屬藥學專門部規則

第一章 總則

第二章 授業

第三章 學年、學期等

第四章 入學、休學、退學等

第五章 修了及卒業

第六章 賞罰

第七章 研究生

第八章 委託生

第九章 外國人生徒

第十章 授業料

○金澤醫科大學附屬醫學專門部規則

第一章 總則

第二章 授業

第三章 學年、學期等

第四章 入學、休學、退學等

第五章 修了及卒業

第六章 賞罰

第七章 委託生

第八章 外國人生徒

第九章 授業料

七二
七三
七三
七五



八八
八一
九一
九二

九四
九五
九八
一〇〇
一〇〇
一〇〇
一〇一
一〇二
一〇二
一〇五
一〇五
一〇八
一一二
一一三
一一四
一一四
一一四

○金澤醫科大學研究科規程	一一六
○金澤醫科大學副手規程	一一九
○金澤醫科大學獎學資金規程	一二〇
○金澤醫科大學附屬圖書館規程	一二二
○金澤醫科大學醫學講習會規程	一二三
○金澤醫科大學附屬醫院規程	一二四
○金澤醫科大學附屬醫院諸科金規程	一二八
○金澤醫科大學附屬醫院檢查部規程	一三〇
○金澤醫科大學附屬醫院厚生女學部學則	一三〇
第一章 總則	一三〇
第二章 學年、學期及休日	一三一
第三章 教科課程並每週教授時數	一三四
第四章 成績考查、課程修了及卒業	一三四
第五章 入學、休學、退學、褒賞及懲戒	一三七
第六章 授業料、入學料、學費及義務	一三八
第七章 寄宿舍	一三八
第八章 制服、生徒心得	一三八

○金澤醫科大學附屬醫院助產婦養成所規程	一三八
第一章 總則	一三八
第二章 學科	一三九
第三章 學年、學期及休業	一四〇
第四章 入學、在學及退學	一四一
第五章 試驗及卒業	一四二
○職員	一四九
金澤醫科大學職員	一四九
附屬醫院職員	一五七
附屬藥學專門部職員	一五九
附屬醫學專門部職員	一六一
結核研究所職員	一六五
附屬圖書館職員	一六六
○金澤醫科大學舊職員	一六七
附屬醫學專門部	一七四
附屬藥學專門部	一七六
附屬醫學專門部	一七七

- 金澤醫科大學學生 一七八
- 金澤醫科大學研究科學生 一八八
- 金澤醫科大學專攻生 一八八
- 金澤醫科大學附屬藥學專門部生徒 一九一
- 金澤醫科大學附屬醫學專門部生徒 一九四
- 學生、生徒府縣別人員表 二〇一
- 學生、生徒最高最低平均年齡 二〇三
- 金澤醫科大學學士試驗合格者年別人員表 二〇四
- 金澤醫科大學附屬專門部卒業生年別人員表 二〇五
- 學位錄 二〇六
- 敷地及建物 二二一

附 錄

- 元第四高等中學校醫學部卒業生年別人員表 二二三
- 元第四高等學校醫學部卒業生年別人員表 二二三
- 舊金澤醫學專門學校卒業生年別人員表 二二四

金澤醫科大學一覽

○沿革略

金澤醫科大學ハ大正十二年四月一日ヲ以テ開設セララル是ヨリ先政府ハ時世ノ進運ニ伴ヒ高等教育機關ヲ擴張スルノ必要ヲ認メ之ガ計畫ヲ樹テ大正八年度ニ於テ議會ノ協賛ヲ經タルヲ以テ乃チ金澤醫學專門學校ノ組織ヲ變更シテ成レル官立醫科大學ナリ而シテ金澤醫學專門學校ハ遠ク明治初年加賀藩ノ設立ニ係ル金澤醫學館ニ淵源スルカ故ニ今遡リテ其ノ沿革ノ概要ヲ敘ス

明治元年

十月 藩醫黒川良安自然ト 藩命ヲ以テ長崎ニ赴キ西洋醫學ノ制度ヲ取調ヘ翌年五月必要ノ器械標

本圖書ヲ携ヘ歸リ爾來拮据經營明治三年二月ニ至リ規畫成レルヲ以テ藩立ノ醫學館ヲ創立シ之ヲ

大手町津田玄蕃ノ邸址ニ置キ先ツ卯辰山養生所慶應三年春藩主慶寧歐洲ニ於ケル貧院及病院ノ制ニ倣フヒ命ヲ下シテ工ヲ起サシム十月病院先ツ成ル之ヲ養生所

ト謂ヒ醫學館及ノ醫學生ヲ茲ニ移ラシメ授業ヲ開始セリ之レ即チ北陸ニ於ケル西洋醫育ノ嚆矢ニ

シテ實ニ金澤醫科大學ノ根基ヲ爲スモノナリ當時良安ヲ輔ケテ治療及教授ヲ分擔セシ者數名アリ

就中津田淳三、太田美農里、田中信吾、高峯精一ヲ以テ其尤ト爲ス皆曾テ養生所ニ於ケル棟取ノ

班タリ

明治四年

四月 和蘭國一等軍醫「ペーアー、スロイス」ヲ聘シテ教師トシ武谷俊三、馬嶋健吉、伍堂卓爾ヲ通譯トス乃チ規則ヲ改正シ生徒ノ修業年限ヲ五箇年ト定ム而シテ良安ハ老齡ノ故ヲ以テ退隱シ津田、太田、田中ノ三名主トシテ事ニ附レリ

七月 兼六園内ニ理化學教室卯辰山養生所ノ舎密局ヲ移築スヲ設ケ教師「スロイス」理化學ノ講義ヲ爲シ傍ラ製藥ヲ始ム高峯精一教室主附トシテ之ヲ綜理シ且ツ助教タリ鈴木儀六亦助教トシテ大ニ與カツテ力アリ爾後廢藩置縣ノ際一時中止シ明治七年再ヒ之ヲ興シ醫學館附屬ノ製藥所ト爲シ同八年醫學館後方ノ附屬地ニ移轉ス現今ノ附屬藥學專門部ハ即チ之ニ胚胎セリ

明治五年

四月 金澤醫學館廢止セラレ蓋シ廢藩置縣ノ大改革ニ伴ヒ諸般ノ制度文物多少ノ變動ヲ蒙ラサルナク同館モ亦遂ニ廢止ノ運命ニ遭遇セルヲ以テ津田等官ニ請ヒ一切ヲ引受ケ私費ヲ擲チテ從來ノ施設ヲ其儘繼承シ依テ醫育ノ中絶ヲ救済スルコトヲ得タリ翌明治六年ニ至リ金澤町ヨリ年額參百圓ノ補助ヲ受ケ半公立ノ態ヲ成セリ

明治七年

九月 「スロイス」任期满チテ去リ翌年八月和蘭人「ホルトルマン」來リテ其後ヲ襲キ又大ニ規則ヲ改正ス而シテ此時ヨリ縣營ニ移シ金澤病院ト改稱シ諸經費ハ全ク公費ヲ以テ支辨セリ

明治九年

八月 醫育部ヲ分離シテ之ヲ金澤醫學所ト稱シ田中信吾ハ其所長ニ太田美農里ハ金澤病院長ニ任セラレ津田淳三八退隱セリ

十月 越中富山ニ石川縣富山病院ヲ置キ田中信吾ヲ院長トシ又越前福井ニ石川縣福井病院ヲ置キ馬嶋健吉ヲ院長トス爾後此兩病院ニモ醫學所ヲ併設シ生徒ヲ養成セリ

明治十一年

九月 明治天皇御巡幸ノ際長クモ金澤醫學所ニ臨御アラセラレ伊藤侍醫教師「ホルトルマン」陪侍シテ生徒ノ講演ヲ聽召サル

明治十二年

六月 曩ニ太田美農里等ノ盡力ニ依リ弘ク寄附金ヲ募リ醫學所隣接地松平大貳ノ邸址ニ於テ病院ノ新築ニ着手シ此月竣工セルヲ以テ之ニ移轉シ舊建物全部ヲ醫學所ニ充テ經費モ亦兩者ヲ區分獨立セシム

十一月 福井、富山ノ兩醫學所ヲ金澤ニ合併シ金澤醫學校ト改稱ス田中信吾ヲ校長ニ任シ金澤病院御用掛ヲ兼ネシメ高峯精一ヲ富山病院院長トス此年「ホルトルマン」任期满チテ歸國ス

明治十三年

二月 學科ノ改正ヲ行ヒ加賀大聖寺及越中杉ノ木新ニ分病院ヲ設ケ同年六月福井醫學所ヲ八月富

山醫學所ヲ再興シ更ニ能登七尾ニ醫學所ヲ置ク

十月 太田美農里金澤病院長ヲ辭シ校長田中信吾之ヲ兼任ス此年埃國人「ローレツ」ヲ聘ス獨逸語ヲ以テ教授シ大井玄洞之カ通譯タリ幾モナク「ローレツ」職ヲ辭ス時恰モ東京大學醫學部卒業生ヲ出セルヲ以テ自今外國人教師ノ招聘ヲ廢シ醫學士ヲ以テ教官ニ充テ從來ノ和蘭式醫學ハ漸ク獨逸式ニ移レリ

明治十四年

二月 福井縣新設ノ爲福井病院及醫學所分離ス

十一月 富山及七尾ノ醫學所ヲ金澤ニ合併ス

明治十五年

七月 金澤醫學校通則ヲ改正シ十一月金澤病院ヲ以テ金澤醫學校生徒實習研究ノ用ヲ兼ネシム

明治十七年

三月 金澤醫學校ハ醫學校通則ニ基キ甲種醫學校ニ昇格ス

十二月 田中信吾校長兼院長ヲ辭シ醫學士中濱東一郎ヲ校長兼院長ニ任ス

明治十八年

一月 各學科ニ專任科長ヲ置キテ分科制度ヲ開始シ又乙種藥學校ヲ附設シ藥學生ヲ分離ス

十一月 校長中濱東一郎內務省ニ轉任シ教諭外科科長醫學士木村孝藏ヲ後任トス後木村孝藏病院

長ヲ罷メ內科科長醫學士淺田潔病院長囑託ト爲ル此時ニ至リ學校及病院ノ施設ハ殆シト從來ノ面目ヲ一新セリ

明治二十年

四月 甲種醫學校第一回卒業生ヲ出ス○金澤ニ高等中學校ヲ置キ第四高等中學校ト稱ス是ヨリ先

明治十九年四月中學校令及高等中學校官制ノ發布アリ同年十一月高等中學校ノ設置區域ヲ定メ第

四區ヲ新潟、福井、富山、石川ノ四縣トシ學校ノ位置ヲ金澤トス

八月 高等中學校ノ醫科ヲ教授スル所ヲ醫學部トシ第四高等中學校醫學部ヲ金澤ニ設置ス

十二月 甲種醫學校長兼教諭木村孝藏ヲ第四高等中學校教諭ニ任シ醫學部長ヲ命ス

明治二十一年

一月 自今縣立金澤病院ヲ以テ醫學部生徒臨床實習用ニ供スルコトヲ定ム

六月 醫學研究ノ爲死後解剖ヲ出願スル者アルトキハ本校限り聞届執行スルコトニ定ム

明治二十二年

四月 第四高等中學校醫學部ニ藥學科ヲ附設シ九月其ノ授業ヲ開始ス

明治二十三年

十月 官制改正ニ依リ醫學部長ヲ醫學部主事ニ改ム

明治二十五年

四月 醫學部新築校舎へ移轉ス

十一月 教授木村孝藏依願醫學部主事ヲ免シ小林廣ヲ教授ニ任シ醫學部主事ヲ命ス

明治二十七年

七月 高等學校令ノ公布ニ依リ高等中學校醫學部ヲ高等學校醫學部ト改稱ス

九月 醫學部主事教授小林廣依願本官ヲ免シ教授高安右人ニ醫學部主事ヲ命ス

明治三十二年

七月 教授高安右人ノ醫學部主事ヲ免シ教授山碕幹ニ醫學部主事ヲ命ス

明治三十四年

四月 第四高等學校醫學部ヲ分立シ金澤醫學專門學校ト稱ス○教授山碕幹ニ校長心得ヲ命ス

五月 天皇、皇后兩陛下ノ御眞影御宸署ノ勅語及勅語謄本ヲ下附セラレ十一月拜戴式ヲ舉行ス

八月 毎年五月十一日ヲ以テ本校記念日ト定ム

十月 教授山碕幹ノ校長心得ヲ免シ教授高安右人ヲ校長兼教授ニ任ス

明治三十六年

三月 勅令第六十一號ヲ以テ專門學校令公布ノ爲同令ニ依ル專門學校トナル

明治四十年

四月 官立醫學專門學校規程ヲ定ム

十一月 卒業試驗規程ヲ改正シ明治四十一年以降ノ卒業生ニ學士ノ稱號ヲ與フ

明治四十二年

九月 皇太子殿下北陸地方行啓ノ途次本校ニ台臨アラセラレ本校沿革概要圖書目錄及寫眞帖ヲ御嘉納アリ次テ標本、機械陳列室等ヲ親シク御巡覽遊ハサレ又 殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラル

明治四十五年

三月 校舎改築工事ノ内本館生理、衛生、細菌、病理、藥物、醫化學教室等竣工シタルヲ以テ之ニ移轉シ二十五日移轉式ヲ舉行ス

大正三年

四月 解剖學教室竣工ス

大正四年

五月 本校創立二十五年記念及校舎改築移轉祝賀式ヲ十一日ニ舉行シ文部大臣代理專門學務局長松浦鎮次郎臨場ス

十月 天皇陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル二十三日拜戴式ヲ舉行ス

大正五年

十月 皇后陛下ノ御眞影皇太子殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラレ二十四日拜戴式ヲ舉行ス

大正十一年

三月 勅令第四百十二號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ四月一日ヨリ石川縣金澤病院ヲ移管シテ附屬病院トス

四月 爾後金澤醫學專門學校醫學科ノ入學生徒ヲ募集セス

大正十二年

三月 勅令第九十三號ヲ以テ官立醫科大學官制ヲ改正シ第一條中ニ金澤醫科大學ヲ加ヘ第十九條ニ於テ金澤醫科大學ニ附屬醫學專門部及附屬藥學專門部ヲ置ク○勅令第九十四號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制ヲ改正シ三月三十一日限り金澤醫學專門學校ノ名稱ヲ削ル

四月 文部省令第十四號ヲ以テ金澤醫科大學ニ醫學科ヲ置キ四月ヨリ之ヲ開始ス○醫學博士高安右人ヲ金澤醫科大學長兼教授ニ任シ附屬醫學專門部主事ニ補ス○教授醫學博士下平用彩ヲ附屬醫院長ニ補シ附屬藥學專門部教授西村眞一郎ヲ藥學專門部主事ニ補ス○金澤醫科大學規則及諸規程並附屬醫院諸規程及看護婦養成科規則ヲ定ム

五月 入學生ノ宣誓式ヲ舉行シ二日ヨリ醫學科ノ授業ヲ開始ス○文部省訓令第十號ヲ以テ本學ニ文官普通懲戒委員會ヲ置ク

八月 勅令第三百九十一號ヲ以テ官立大學教官ノ俸給ニ關シ高等官官等俸給令中改正ス○勅令第三百九十二號ヲ以テ官立大學教官ノ職務俸ニ關スル制ヲ公布ス

十二月 附屬醫院榮養部事務ヲ開始シ入院患者ノ賄ヲ直營ス

大正十三年

二月 附屬醫院長教授醫學博士下平用彩卒去ス

三月 教授醫學博士土肥章司ヲ附屬醫院長ニ補ス

四月 大學長兼教授醫學博士高安右人依願本官並兼官ヲ免シ教授醫學博士須藤憲三ヲ大學長兼教授ニ任シ附屬醫學專門部主事ニ補ス○醫學博士高安右人醫學博士金子治郎勅旨ヲ以テ本學名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル

五月 勅令第三百三十四號ヲ以テ官立醫科大學官制中職員定員表ヲ改正ス

八月 金澤醫科大學規則第十條但書中改正ス

九月 大學創設ニ伴ヒ新築シタル生理學、衛生細菌學教室並同附屬建物竣工ス

十一月 皇太子殿下特別大演習御終了後北陸地方行啓ニ付九日本學ニ台臨アラセラレ本學要覽、本學寫真帖、寫真額面ヲ御嘉納アリ次テ講堂ニ陳列シタル器械、標本類並醫化學教室ニ於ケル學生ノ實習等ヲ親シク御巡覽遊ハサル

大正十四年

二月 病理學教室、細菌學實習室、給水機關室、蓄電室等竣工ス

三月 金澤醫科大學規則第三條授業時數配當表、第四條、第二十條乃至第二十四條及第三十五條ヲ改正シ第五十四條及第五十五條ヲ削除ス○金澤醫科大學副手規程第二條ヲ改正ス○金澤醫科大

學附屬醫院諸料金規程ヲ改正ス○金澤醫科大學附屬藥學專門部規則ヲ制定ス○勅令第七十九號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正シ三月三十一日限り附屬醫學專門部ヲ創リ職員定員表ヲ改正ス○附屬醫院長教授醫學博士土肥章司依願附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士久慈直太郎ヲ同醫院長ニ補ス

八月 金澤醫科大學醫學講習會規程ヲ制定ス

九月 附屬醫院看護婦寄宿舎竣工ニ付一日ヨリ開始ス○附屬醫院外科手術室竣工ス

十月 附屬醫院諸料金規程中改正シ十一月一日ヨリ施行ス

大正十五年

五月 十一日開學祝賀式ヲ舉行シ文部大臣代理文部省專門學務局長栗屋謙臨場ス

七月 書庫、病理學實習室、病理學講義室、婦人科手術室竣工ス藥局ヲ増改築ス

九月 勅令第三百二號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正シ官立醫科大學ニ附屬圖書館ヲ置キ職員定員表ヲ改正ス○教授醫學博士古畑種基ヲ附屬圖書館長ニ補ス

十一月 醫化學助教教室、動物室竣工ス

昭和二年

三月 金澤醫科大學規則中第二條、第六條、第七條、第十八條、第二十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第四十三條、第四十七條、第四十八條並ニ金澤醫科大學研究科規程中第一條、第二條ヲ改正シ三月七日ヨリ施行ス○第一回學士試驗合格證書授與式舉行

四月 附屬醫院長教授醫學博士久慈直太郎附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士山田詩郎ヲ附屬醫院長ニ補ス

○病理學標本庫、醫化學實驗室、醫化學、藥物學、附屬藥學專門部用各危險藥品庫、藥物學有毒瓦斯分析室、附屬醫院藥局用危險藥品庫及有毒瓦斯分析室、學部及附屬醫院汚物消却爐用各上家竣工ス

五月 細菌學動物室（附屬廊下共）燒失ス

八月 勅令第二百六十八號ヲ以テ健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件公布○在來學部共用動物舎ヲ病理學教室並外科及理學的診療科、精神科、產婦人科、眼科、小兒科、各教室専用トシテ分割移築ス

九月 附屬醫院外科病室、レントゲン深部治療室、内科弦線電流計室竣工ス

十月 第二内科教室及診療所竣工ス十二月勅令第三百六十四號ヲ以テ官立醫科大學官制中職員定員表ヲ改正ス○内務、文部省令ヲ以テ健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル勅令施行ニ關スル件公布

昭和三年

一月 勅令第七號ヲ以テ大學令第五條ヲ改正ス

三月 細菌學動物室（附屬廊下共）災害復舊工事竣工ス○附屬醫院ニ於テ健康保險法ニ依ル政府管掌保險者ノ診療ヲ開始ス

五月 附屬藥學專門部教室、同危險藥品庫及附屬家竝附屬醫院內外科學生各診察室、眼科及小兒科各研究室、皮膚科診察室、耳鼻咽喉科手術室、小兒科傳染病室、外科日光浴室、傳染病室竣工ス

八月 職員圖書閱覽室、附屬醫院榮養部研究室兼食堂竣工ス

十月 天皇 皇后兩陛下御眞影ヲ下賜セラレ十日拜戴式ヲ舉行ス○附屬藥學專門部本學構内ニ移轉ス

昭和四年

三月 金澤醫科大學規則中第三十五條第一項及第五十二條ヲ改正シ四月一日ヨリ施行ス○金澤醫科大學研究科規程第七條中改正シ四月一日ヨリ施行ス○金澤醫科大學附屬藥學專門部規則第三十四條、第三十九條、第四十九條中改正シ第三十四條第二項及第三十八條ヲ削除シ四月一日ヨリ施行ス○附屬醫院看護婦養成科ヲ看護婦養成所ト改稱シ同規則ヲ改正ス○附屬醫院ニ助産婦養成所ヲ設置シ同規則ヲ制定ス

四月 附屬醫院長教授醫學博士山田詩郎附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士大里俊吾ヲ附屬醫院長ニ補ス○勅令第七十五號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正ス

五月 配電室、同附屬家竣工ス

七月 精神科病室竣工ス

十一月 附屬醫院ニ検査部ヲ設置シ同規程ヲ制定ス

十二月 勅令第三百五十七號ヲ以テ官立醫科大學官制中別表改正ス

昭和五年

一月 看護婦寄宿舎増築工事竣工ス

三月 衛生學、解剖學、法醫學各動物室竣工ス

五月 附屬醫院長教授醫學博士大里俊吾依願附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士泉仙助ヲ附屬醫院長ニ補ス

七月 金澤醫科大學規則中第三條及第二十條ヲ改正シ九月一日ヨリ施行ス○附屬圖書館長教授醫學博士古畑種基附屬圖書館長ヲ免シ教授醫學博士上野一晴ヲ附屬圖書館長ニ補ス

十月 秩父宮雍仁親王殿下ヲハ陸軍大學校學生現地戰術演習ニ御参加ノ爲北陸地方へ御旅行ノ處四日本學ニ台臨アラセラレ講堂ニ陳列セル器械、標本等ヲ親シク御巡覽遊ハサル○附屬圖書館規則ヲ制定ス

十一月 勅令第二百十三號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正シ技手ヲ置ク

十二月 附屬藥學專門部雨天體操場兼生徒控所竝同渡廊下竣工ス

昭和六年

三月 細菌學教室動物室増築並石川外科教室手術室増築竣工ス
 四月 勅令第七十號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正ス
 六月 附屬醫院內科學研究室燒失ス
 七月 附屬藥學專門部主事附屬藥學專門部教授西村眞一郎依願附屬藥學專門部主事ヲ免シ附屬藥學專門部教授藥學博士淺野三千三ヲ附屬藥學專門部主事ニ補ス
 十月 附屬藥學專門部規則中第六章第二十八條乃至第三十條削除、第三十一條、第三十二條中改正シ十月ヨリ實施ス
 十一月 第一內科研究室及渡廊下、第二內科研究室及渡廊下(假建物)新築落成ス
 十二月 醫學博士土肥章司勅旨ヲ以テ本學名譽教授ノ名稱ヲ授與セラル○內務省告示第二百八十一號ヲ以テ勞働者災害扶助責任保險法施行令第三條第三項ノ政府ノ指定スル醫師齒科醫師又ハ病院指定ノ件告示

昭和七年

二月 工作室竣工ス
 三月 山田內科研究室、大里內科研究室竣工ス
 四月 大學長兼教授醫學博士須藤憲三依願本官並兼官ヲ免シ教授醫學博士石坂伸吉ヲ大學長兼教授ニ任ス○附屬醫院ニ於テ勞働者災害扶助責任保險法ニ依ル被保險者ノ診療ヲ開始ス

五月 附屬醫院長教授醫學博士泉仙助附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士早尾盾雄ヲ附屬醫院長ニ補ス○醫學博士須藤憲三勅旨ヲ以テ本學名譽教授ノ名稱ヲ授與セラル
 七月 附屬圖書館長教授醫學博士上野一晴附屬圖書館長ヲ免シ教授醫學博士谷友次ヲ附屬圖書館長ニ補ス
 十月 金澤醫科大學規則第三條中改正ス○文部省訓令第二十號ヲ以テ本學ニ文官普通分限委員會ヲ置ク
 十二月 勅令第三百九十二號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正ス○學生更衣室食堂竣工

昭和八年

四月 金澤醫科大學規則第三條中學科目並一週授業時數配當表ヲ改正ス
 九月 法醫學、解剖學、組織學、病理學、醫化學、細菌學、藥物學各實習室増築竣工ス
 十二月 附屬醫院汽鑪室竣工ス

昭和九年

三月 金澤醫科大學規則中第十條、第二十一條中並第三十三條改正ス○金澤醫科大學醫學講習會規程中第二條、第六條、第八條中改正ス○生理學講義室準備室石川外科患者控室、附屬醫院汚物焼却場竣工ス
 五月 附屬醫院長教授醫學博士早尾盾雄附屬醫院長ヲ免シ、教授醫學博士石川昇ヲ附屬醫院長ニ

補ス○附屬醫院改築ノ件決定シ本月ヨリ着手ス

七月 附屬圖書館長教授醫學博士谷友次附屬圖書館長ヲ免シ教授醫學博士佐口榮ヲ附屬圖書館長ニ補ス

十月 解剖學標本庫竣工

十一月 金澤醫科大學規則第四條、第二十二條中改正ス○事務官官舎、眼科患者控室竣工ス

昭和十年

二月 勅令第十七號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正ス

三月 金澤醫科大學附屬藥學專門部規則第三條改正ス

九月 職員、學生食堂竣工寄附受納

十二月 附屬醫院検査部細菌検査部竣工

昭和十一年

三月 柳筒室竣工

四月 本學防護團組織成リ二十九日結成式ヲ舉ク

五月 附屬醫院長教授醫學博士石川昇附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士中島實ヲ附屬醫院長ニ補ス

六月 東久通宮稔彦王殿下ニハ第九師團管下防空演習台臨ノタメ石川縣下へ御成ノ處、十三日本學防護團綜合訓練ヲ親シク御視察遊ハサル○附屬醫院內科二部病室鐵筋コンクリート造六階建一

○二、五八三坪竣工

七月 附屬圖書館長教授醫學博士佐口榮附屬圖書館長ヲ免シ教授醫學博士岡本規矩男ヲ附屬圖書館長ニ補ス

九月 金澤醫科大學獎學資金規程中第一條、第三條ヲ改正ス

昭和十二年

三月 內科二部病室鐵筋コンクリート造六階建五一坪餘竣工

十二月 金澤醫科大學規則中第六條、第七條、第十二條、第三十五條、第三十七條ヲ改正ス

○同附屬藥學專門部規則中第二十七條、第三十五條ヲ改正ス○勅令第七百十八號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正○變電室(木造平屋建一二坪)竣工

昭和十三年

一月 外科一部病室鐵筋コンクリート造六階建二二九坪餘竣工

二月 附屬醫院看護婦養成所規則中第二條、第三條、第四條、第九條、第十一條、第十三條、第二十條ヲ改正シ其ノ修業年限ヲ三ヶ年トス

五月 附屬醫院長教授醫學博士中島實附屬醫院長ヲ免シ、教授醫學博士笠森周護ヲ附屬醫院長ニ補ス

七月 附屬圖書館長教授醫學博士岡本規矩男附屬圖書館長ヲ免シ教授醫學博士古屋芳雄ヲ附屬圖

書館長ニ補ス

九月 警備室(木造平屋建一〇、坪)竣工

十月 附屬藥學專門部規則第三十二條中改正ス

十二月 附屬藥學專門部主事同教授淺野三千三東京帝國大學教授ニ轉任

昭和十四年

四月 附屬藥學專門部教授藥學博士鶴飼貞二ヲ附屬藥學專門部主事ニ補ス

五月 昭和十四年勅令第三百十五號ヲ以テ帝國大學及官立醫科大學ニ臨時附屬醫學專門部ヲ設置スルノ件公布○本學ニ臨時附屬醫學專門部ヲ設置ス○臨時附屬醫學專門部規則ヲ制定ス○教授醫學博士石坂伸吉ヲ臨時附屬醫學專門部主事ニ補ス○附屬圖書館長教授古屋芳雄厚生技師ニ轉任

六月 臨時附屬醫學專門部ノ授業ヲ開始ス

八月 青少年學徒ニ賜ハリタル勅語謄本ヲ下賜セララル

九月 教授醫學博士岩崎憲ヲ附屬圖書館長ニ補ス

昭和十五年

四月 勅令第二百七十八號ヲ以テ帝國大學及官立醫科大學ニ臨時附屬醫學專門部ヲ設置スル件ヲ改正ス

五月 附屬醫院長教授醫學博士笠森周護附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士熊埜御堂進ヲ附屬醫院長

ニ補ス

十一月 附屬藥學專門部講義室(木造平家建二棟八六坪)及臨時附屬醫學專門部講義室(木造二階建六七坪、同平家建四二、五坪)同銃器室(木造平家建一二坪)増築竣工

昭和十六年

九月 附屬圖書館長教授醫學博士岩崎憲附屬圖書館長ヲ免シ教授醫學博士井上剛ヲ附屬圖書館長ニ補ス○電動機置場ヲ附屬醫院敷地内ニ移轉シ石炭庫ニ用途變更ス

昭和十七年

三月 昭和十七年三月勅令第百八十二號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正シ本學ニ結核研究所ヲ附屬セシムノ件公布○結核研究所開設○附屬醫院内科一部診療所(木造二階建一五坪)増築竣工

四月 教授醫學博士石坂伸吉ヲ結核研究所長ニ補ス○臨時附屬醫學專門部生徒控室(木造二階建

五二、五坪)同講義室(木造平家建六五坪)及附屬藥學專門部特別講義室(木造平家建四〇坪)竣工

五月 附屬醫院長教授醫學博士熊埜御堂進附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士松田龍一ヲ附屬醫院長

ニ補ス

十一月 勅令第七百四十九號ヲ以テ官立醫科大學官制中別表(職員定員表)改正

昭和十八年

一月 勅令第三十九號ヲ以テ專門學校令第一條、第五條、第八條中改正○勅令第四十號ヲ以テ大

學令第十三條中改正

勅令第五十三號ヲ以テ官立醫科大學官制中別表(職員定員表)改正

三月 文部省令第三十一號ヲ以テ大學規程第五條、第十一條中改正並第六條削除

六月 醫學博士中村八太郎勅旨ヲ以テ本學名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル

八月 勅令第六百十四號ヲ以テ昭和十五年勅令第二百七十八號帝國大學及官立醫科大學ニ臨時附屬醫學專門部ヲ設置スルノ件中別表(職員定員表)改正

九月 附屬圖書館長教授醫學博士井上剛圖書館長ヲ免シ教授醫學博士大谷佐重郎ヲ附屬圖書館長ニ補ス

昭和十九年

三月 大里内科ヲ日置内科ト改稱ス○金澤醫科大學規則中第三十三條、第三十四條、第三十五條、第三十七條、第五十一條、第五十二條ヲ改正ス○金澤醫科大學研究科規程中第二條、第七條ヲ改正ス○附屬藥學專門部規則中第十八條、第三十四條、第三十五條、第三十九條、第四十條、第四十五條、第四十九條ヲ改正シ第三十六條、第三十七條ヲ削除ス○附屬醫學專門部規則中第一條、第十二條、第十三條、第二十五條、第二十六條ヲ改正ス

四月 勅令第二百號ヲ以テ官立醫科大學官制第十九條第四項中主事ヲ部長ニ改ム○文部省令第十五號ヲ以テ附屬藥學專門部規則改正○文部省令第十七條ヲ以テ附屬醫學專門部規則改正○勅令第

二百號ヲ以テ昭和十五年勅令第二百七十八號帝國大學及官立醫科大學ニ附屬醫學專門部ヲ設置スルノ件中第一條、第一條ノ二、第二條、第三條、第六條及別表(職員定員表)改正

五月 附屬醫院長教授醫學博士松田龍一附屬醫院長ヲ免シ教授醫學博士谷野富有夫ヲ附屬醫院長ニ補ス

十二月 文部省令第五十七號ヲ以テ大學規程中第一條、第九條、第十一條改正並第十三條削除○勅令第六百六十八號ヲ以テ官立醫科大學官制中別表(職員定員表)改正

昭和二十年

一月 名譽教授醫學博士中村八太郎薨去

四月 金澤醫科大學規則中第三條及第二十條中改正

六月 勅令第三百七十二號ヲ以テ官立醫科大學官制中改正シ附屬醫院ニ看護婦養成施設ヲ設置スルノ件公布並別表(職員定員表)中改正○昭和十五年勅令第二百七十八號中改正並別表(職員定員表)中改正

七月 勅令第四百四號ヲ以テ大正十二年勅令第三百九十二號中改正

昭和二十一年

一月 御眞影ヲ奉還ス

二月 文部省令第三號ヲ以テ大學規程第五條改正

○勅令第二百二號ヲ以テ大學令第十三條中改正○文部省令第七號ヲ以テ大學規程第五條中改正
 三月 勅令第四百一十一號ヲ以テ官立醫科大學官制中第二條、第六條、第九條、第十三條並別表（職員定員表）ヲ改正シ第七條及第九條ノ二削除、昭和十五年勅令第二百七十八號臨時附屬醫學專門部設置ニ關スル件中改正
 四月 勅令第二百六號ヲ以テ官立大學官制公布○勅令第二百七號ヲ以テ昭和十五年勅令第二百七十八號臨時附屬醫學專門部設置ニ關スル件中改正
 五月 泉本町ニ學生寄宿舎開設
 七月 勅令第三百五十三號ヲ以テ帝國大學等ノ名譽教授ニ關スル件公布
 八月 勅令第三百九十七號ヲ以テ官立大學官制中第一條、第十三條、第十五條並別表中改正
 昭和二十二年
 三月 勅令第九十三號ヲ以テ官立大學官制中第一條、第十三條、第十五條及別表（職員定員表）中改正
 七月 政令第二百二十一號ヲ以テ官立大學官制別表第一中改正
 政令第二百二十七號ヲ以テ官立大學官制別表第一、第三中改正
 九月 政令第二百四號ヲ以テ帝國大學ヲ國立總合大學ニ改メラル

○大學ニ關スル法令

學校教育法 （昭和二十二年三月二十九日 法律第二十六號）

第一章 總 則

第一條 この法律で、學校とは、小學校、中學校、高等學校、大學、盲學校、聾學校、養護學校及び幼稚園とする。

第二條 學校は、國、地方公共團體及び別に法律で定める法人のみが、これを設置することができる。

この法律で、國立學校とは、國の設置する學校を、公立學校とは、地方公共團體の設置する學校を、私立學校とは、別に法律で定める法人の設置する學校をいう。

第三條 學校を設置しようとする者は、學校の種類に應じ、監督廳の定める設備、編制その他に關する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

第四條 國立學校及びこの法律によつて設置義務を負う者の設置する學校の外、學校（大學の學部又は大學院についても同様とする。）の設置廢止、設置者の變更その他監督廳の定める事項は、監督廳の認可を受けなければならない。

第五條 學校の設置者は、その設置する學校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、そ

の學校の經費を負擔する。

第六條 學校においては、授業料を徴收することができる。但し、國立又は公立の小學校及び中學校又はこれらに準ずる盲學校、聾學校及び養護學校における義務教育については、これを徴收することができない。

國立又は公立の學校における授業料その他の費用に關する事項は、監督廳が、これを定める。

第七條 學校には、校長及び相當数の教員を置かなければならない。

第八條 校長及び教員の免許狀その他資格に關する事項は、監督廳がこれを定める。

第九條 左の各號の一に該當する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 長期六年の禁錮以上の刑に處せられた者
- 三 長期六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられ、刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることのないことに至らない者
- 四 前條の免許狀取上げの處分を受け、二年を経過しない者
- 五 昭和二十一年勅令第二百六十三號による教職不適格者六性行不良と認められる者

第十條 私立學校は、校長を定め、監督廳に届け出なければならぬ。

第十一條 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督廳の定めるところにより、學

生、生徒及び兒童に懲戒を加えることができる。但し、體罰を加えることはできない。

第十二條 學校においては、學生、生徒、兒童及び幼児並びに職員の健康増進を圖るため、身體検査を行い、及び適當な衛生養護の施設を設けなければならない。身體検査及び衛生養護の施設に關する事項は、監督廳が、これを定める。

第十三條 左の各號の一に該當する場合においては、監督廳は、學校の閉鎖を命ずることができる。

- 一 法令の規定に故意に違反したとき
- 二 法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき
- 三 六箇月以上授業を行わなかつたとき

第十四條 學校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督廳の定める規程に違反したときは、監督廳は、その變更を命ずることができる。

第十五條 私立學校は、毎會計年度の開始前に收支豫算を、毎會計年度の終了後二箇月以内に收支決算を監督廳に届け出なければならない。

收支豫算に重大な變更を加えようとするときも、また同様とする。

第十六條 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二章 小學校

第二十八條 小學校には、校長、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し、特別の事情のあるときは、事務職員を置かないことができる。

小學校には、前項の外、助教諭その他必要な職員を置くことができる。

校長は、校務を掌り、所屬職員を監督する。

教諭は、児童の教育を掌る。

養護教諭は、児童の養護を掌る。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

第四章 高等學校

第四十一條 高等學校は、中學校における教育の基礎の上に、心身の發達に應じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第四十二條 高等學校における教育については、前條の目的を實現するために、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 中學校における教育の成果をさらに發展擴充させて、國家及び社會の有爲な形成者として必要な資質を養ふこと。
- 二 社會において果さなければならない使命の自覺に基き、個性に應じて將來の進路を決定させ、

一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社會について、廣く深い理解と健全な批判力を養ひ、個性の確立に努めること。

第四十三條 高等學校の學科及び教科に關する事項は、前二條の規定に従い、監督廳が、これを定める。

第四十四條 高等學校には、通常の課程の外、夜間において授業を行う課程又は特別の時期及び時間において授業を行う課程を置くことができる。

高等學校には、通常の課程を置かず、又は前項の課程の一のみを置くことができる。

第四十五條 高等學校は、通信による教育を行うことができる。

通信による教育に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第四十六條 高等學校の修業年限は、三年とする。但し、特別の技能教育を施す場合及び第四十四條第一項の課程を置く場合は、その修業年限は、三年を超えるものとすることができる。

第四十七條 高等學校に入學することのできる者は、中學校若しくはこれに準ずる學校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の學力があると認められた者とする。

第四十八條 高等學校には、専攻科及び別科を置くことができる。

高等學校の専攻科は、高等學校若しくはこれに準ずる學校を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の學力があると認められた者に對して、精深な程度において、特別の

事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

高等學校の別科は、前條に規定する入學資格を有する者に對して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

第四十九條 高等學校に關する教科用圖書、入學、退學、轉學その他必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第五十條 高等學校には、校長、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第五十一條 第二十八條第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第三十四條の規定は、高等學校に、これを準用する。

第五章 大 學

第五十二條 大學は、學術の中心として、廣く知識を授けるとともに、深く専門の學藝を教授研究し、知的、道德的及び應用的能力を展開させることを目的とする。

第五十三條 大學には、數個の學部を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合においては、單に一個の學部を置くものを大學とすることができる。

第五十四條 大學には、夜間において授業を行う學部を置くことができる。

第五十五條 大學の修業年限は、四年とする。但し、特別の専門事項を教授研究する學部及び前條の學部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

第五十六條 大學に入學することのできる者は、高等學校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の學校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相當する學校教育を修了した者を含む。）又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の學力があると認められた者とする。

第五十七條 大學には、専攻科及び別科を置くことができる。

大學の専攻科は、大學を卒業した者又は監督廳の定めるところにより、これと同等以上の學力があると認められた者に對して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とする。

大學の別科は、前條に規定する入學資格を有する者に對して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は一年以上とする。

第五十八條 大學には學長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

大學には、前項の外、必要な職員を置くことができる。

學長は、校務を掌り、所屬職員を統督する。

教授は、學生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

助教授は、教授の職務を助ける。

助手は、教授及び助教授の職務を助ける。

第五十九條 大學には、重要な事項を審議するため、教授會を置かなければならない。

教授會の組織には、助教授その他の職員を加えることができる。

第六十條 大學の設置の認可に關しては、監督廳は、大學設置委員會に諮問しなければならない。

大學設置委員會に關する事項は、命令でこれを定める。

第六十一條 大學には、研究所その他の研究施設を附置することができる。

第六十二條 大學には、大學院を置くことができる。

第六十三條 大學に四年以上在學し、一定の試験を受け、これに合格した者は、學士と稱することができる。

學士に關する事項は、監督廳が、これを定める。

第六十四條 公立又は私立の大學は、文部大臣の所轄とする。

第六十五條 大學院は、學術の理論及び應用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄與することを目的とする。

第六十六條 大學院には、數個の研究科を置くことを常例とする。但し、特別の必要がある場合に
おいては、單に一個の研究科を置くものを大學院とすることができる。

第六十七條 大學院に入學することのできる者は、第五十七條第二項に規定する者とする。

第六十八條 大學院を置く大學は、監督廳の定めるところにより、博士その他の學位を授與するこ

とができる。

博士その他の學位に關する事項を定めるについては、監督廳は、大學設置委員會に諮問しなければ
ならない。

第六十九條 大學においては、公開講座の施設を設けることができる。

公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。

第七十條 第二十八條第六項及び第四十五條の規定は、大學に、これを準用する。

第八章 雜 則

第八十五條 學校教育上支障のない限り、學校には、社會教育に關する施設を附置し、又は學校の
施設を社會教育その他公共のために、利用させることができる。

第八十八條 この法律に規定するものの外、この法律施行のため必要な事項は、監督廳が、これを
定める。

第九章 罰 則

第八十九條 第十三條の規定（第五十三條第三項において準用する場合を含む。）による閉鎖命令に
違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一萬圓以下の罰金に處する。

第九十條 第十六條の規定に違反した者は、これを三千圓以下の罰金に處する。

附 則

第九十三條 この法律は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

但し、第二十二條第一項及び第三十九條第一項に規定する盲學校、聾學校及び養護學校における就學義務並びに第七十四條に規定するこれらの學校の設置義務に關する部分の施行期日は、勅令で、これを定める。

第九十四條 左に掲げる法律及び勅令は、これを廢止する。

專門學校令

大學令

學位令

(外省略)

第九十八條 この法律施行の際、現に存する従前の規定(國民學校令を除く。)による學校は、従前の規定による學校として存續することができる。

前項に規定する學校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の學校となることができる。

前二項の規定による學校に關し、必要な事項は、文部大臣が、これを定める。

第九十九條 前條に規定する學校に係る教員免許狀の効力、授與その他に關しては、第九十四條の規定にかかわらず、文部大臣の定めるところの外、なお従前の例による。

第一百條 従前の規定による學校が、第一條に掲げる學校になつた場合における在學者に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第一百一條 従前の規定による學校の卒業の資格に關し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第一百六條 第三條、第六條第二項、第八條、第十一條、第十二條第二項、第二十條、第二十一條第一項、第二十二條第二項、第三十八條、第四十三條、第四十五條第二項、第四十七條、第四十八條第二項、第四十九條、第七十三條、第七十九條、第八十三條第四項及び第八十八條の監督廳並びに第四條及び第二十三條に規定する定をなす權限を有する監督廳は、當分の間、これを文部大臣とする。但し、文部大臣は、その權限を他の監督廳に委任することができる。

第一百八條 従前の學位令による學位は、第九十四條の規定にかかわらず、第九十八條の規定による大學において、文部大臣の定めるところの外、なお従前の例により、これを授與することができる。

〔備考 關係なき條項は省略す。〕

學校教育法施行規則 (昭和二十二年五月二十三日)
文部省令第十一號

第一章 總 則

第一節 設置廢止

第一條 學校には、別に定める設置基準に従い、その學校の目的を實現するために必要な校地、校舎、校具、體操場、圖書館又は圖書室その他の設備を設けなければならない。

學校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない。

第二條 學校設置の認可を受けようとする者は、左の事項を記載した書類に、校地、校舎、體操場、寄宿舍等の圖面を添え、監督廳に申請しなければならない。

一 目的

二 名稱

三 位置

四 學 則

五 經費及び維持方法

六 學校開設の時期

前項第一號から第三號までの變更は、監督廳の認可を受けなければならない。

第一項第四號及び第五號の變更は、監督廳に届け出なければならない。

第三條 前條の學則中には、少くとも、左の事項を記載しなければならない。

一 修業年限、學年、學期及び授業を行わない日(以下休業日と稱する。)に関する事項

二 部科の組織に関する事項

三 教科課程及び授業日時數に関する事項

四 試験及び課程修了の設定に関する事項

五 收容定員及び職員組織に関する事項

六 入學、退學、轉學、休學及び卒業に関する事項

七 授業料、入學料その他の費用徴收に関する事項

八 賞罰に関する事項

九 寄宿舍に関する事項

第四條 校地を増減し、又は校舎、體操場、寄宿舍等の増改築をしようとするときは、設置者において、その圖面を添え、監督廳に届け出なければならない。

第五條 學校の設置者を變更しようとするときは、その設置者において、第二條第一項第一號から第五號までの事項及び變更の年月日を具し、監督廳の認可を受けなければならない。

第六條 學校を廢止しようとする者は、廢止の事由及び學生、生徒、兒童又は幼兒の處置方法を具

し、監督廳の認可を受けなければならない。

第七條 學校教育法によつて設置義務を負う者の設置する學校の校數及び位置を變更しようとするときは、その設置者において、地方長官に届け出なければならない。

第二節 免許狀及び資格

第八條 校長(學長を除く)は、校長免許狀を有する者でなければならない。

教諭は、教諭免許狀を有する者でなければならない。

助教諭は、助教諭免許狀を有する者でなければならない。

第九條 養護教諭は、養護教諭免許狀を有する者でなければならない。

第十條 校長免許狀及び教員免許狀の種類、檢定、授與、取上げその他に關する事項は、別にこれを定める。

第十一條 學長、教授、助教授及び助手の資格に關する事項は、別にこれを定める。

第三節 衛生懲戒その他

第十二條 身體檢査、健康相談、疾病の豫防措置、學校給食その他衛生養護の施設に關する事項は、別にこれを定める。

第十三條 懲戒は、學校の種類に應じ、學校がこれを行う。但し、退學は、左の各號の一に該當する場合に限る。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 學力劣等で成業の見込がないと認められる者

三 正當の理由がなくて出席常でない者

第十五條 學校において備えなければならない表簿は、概ね次の通りとする。

一 學校に關係のある法令

二 學則、日課表、教科用圖書配當表、學校醫視察簿及び學校日誌

三 職員の名簿、履歷書、出勤簿並びに擔任教科及び時間表

四 學籍簿、出席簿及び身體檢査に關する表簿

五 入學考査及び成績考査に關する表簿

六 資産原簿、出納簿及び經費の豫算決算についての帳簿並びに圖書機械器具、標本、模型等の

教具の目録

七 往復文書處理簿

前項の表簿中、學籍簿は十五年以上、その他の表簿は五年以上、これを保存しなければならない。學校が廢止又は閉鎖された場合には、國立又は公立の學校にあつてはその設置者において、私立學校にあつてはその監督廳において、學籍簿を保管しなければならない。

第二章 小學校

第二節 教 科

第二十七條 小學校において、各學年の課程の修了又は卒業を認めるに當つては、兒童の平素の成績を考査して、これを定めなければならない。

第二十八條 校長は小學校の全課程を修了したと認めたる者には、卒業證書を授與しなければならない。

第四節 學年及び授業日

第四十四條 小學校の學年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。小學校の學期は、地方長官が、これを定める。

第四十五條 小學校の授業日数は、毎學年二百三十五日以上とする。

第四十六條 授業終始の時刻は、校長が、これを定める。

第四十七條 小學校における休業日は、次の通りとする。

- 一 一月一日及び國の定める祭日、祝日
 - 二 日曜日
 - 三 夏季、冬季、學年末、農繁期その他において地方長官が定めたる日
- 第四十八條 非常變災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、この旨を、地方長官に報告しなければならない。

第五節 職 員

第四十九條 公立小學校の助教諭の進退及び懲戒處分に關する規程は、地方長官が、これを定める。

第五十條 公立小學校の助教諭の進退は、地方長官が、これを行う。

前項の助教諭の俸給、旅費その他の諸給與並びにその支給方法は、地方長官が、これを定める。

第四章 高等學校

第一節 設備、編制、學科及び教科

第五十六條 高等學校の設備、編制及び學科の種類は、別に定める高等學校設置基準による。

第五十七條 高等學校の教科に關する事項は、學習指導要領の基準による。

第五十八條 高等學校の教科用圖書は、文部大臣の檢定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものを使用しなければならない。

前項に規定する教科用圖書のない場合に使用すべき教科用圖書は、校長が、これを定める。

第二節 入學、退學、轉學、休學及び卒業

第五十九條 高等學校の入學は、校長が、これを許可する。

入學志願者數が、入學定員を超過した場合には、入學試験を行うことができる。

第六十條 第二學年以上に入學を許可される者は、相當年齢に達し、前各學年の課程を修了した者と同等以上の學力があると認められた者とする。

前項の入學者の學力は、その學年の程度で、これを檢定する。

第六十一條 他的高等學校に轉學を志望する生徒のあるときは、校長は、正當の事由があると認められた場合には、その事由を具し、生徒の在學證明書及び學籍簿の謄本を轉學先の校長に送付し、轉學先の校長は、缺員のある場合には、轉學を許可することができる。

特別の時期及び時間において授業を行う課程（定時制の課程と稱する。）より通常の課程への轉籍又は轉學については、試験を行い、學力に應じて、相當學年に轉入することができる。

第六十二條 生徒が、休學又は退學をしようとするときは、校長の許可を受けなければならない。

第六十三條 學校教育法第四十七條の規定により、高等學校入學に關し、中學校を卒業した者と同等以上の學力があると認められる者は、左の各號の一に該當する者とする。

- 一 外國において、學校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部大臣の指定した者
- 三 その他高等學校において、中學校を卒業した者と同等以上の學力があると認められた者

第三節 通信教育その他

第六十四條 通信教育に關する事項は、別にこれを定める。

第六十五條 第二十七條、第二十八條及び第四十四條から第五十條までの規定は、高等學校に、これを準用する。

第五章 大 學

第一節 設備、編制、學部及び學科

第六十六條 大學（大學院を含む。）の設備、編制、學部及び學科の種類並びに學士に關する事項は、別に定める大學設置基準による。

第二節 入學、退學、轉學、休學、卒業その他

第六十七條 學生の入學、退學、轉學、休學及び卒業は、教授會の議を経て、學長が、これを定める。

第六十八條 學位に關する事項は、別にこれを定める。

第六十九條 學校教育法第五十六條の規定により、大學入學に關し、高等學校を卒業した者と同等以上の學力があると認められる者は、左の各號の一に該當する者とする。

- 一 外國において、學校教育における十二年の課程を修了した者
 - 二 文部大臣の指定した者
 - 三 その他大學において、高等學校を卒業した者と同等以上の學力があると認められた者
- 第七十條 學校教育法第五十七條第二項（第六十七條において準用する場合を含む。）の規定により大學の専攻科（大學院を含む。）入學に關し、大學を卒業した者と同等以上の學力があると認められる者は、左の各號の一に該當する者とする。

- 一 外國において、學校教育における十六年の課程を修了した者
- 二 文部大臣の指定した者
- 三 その他大學の専攻科（大學院を含む。）において大學を卒業した者と同等以上の學力があると認めたる者

第七十一條 公開講座に關する事項は、別にこれを定める。

第七十二條 第二十八條、第四十四條第一項及び第六十四條の規定は、大學に、これを準用する。

第八章 雜 則

第七十八條 第二條から第六條まで及び第十三條から第十五條までの規定は、各種學校に、これを準用する。

附 則

第八十一條 この省令は昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

第八十二條 左に掲げる省令は、これを廢止する。

大學規程

（外省略）

第九十條 前七條に規定するものの外、この省令適用の際、現に現する従前の規定（國民學校令現行規則を除く。）による學校は、第八十二條の規定にかかわらず、別に定めるものの外、教育基本

法の趣旨に則り、なお従前の例による。

第九十一條 學校教育法第九十八條の規定により、従前の規定による學校が、従前の規定による他の學校になる場合においては、別に定めるものの外、なお従前の例による。

第九十五條 學校教育法第九十八條に規定する學校に係る教員免許狀の効力、授與その他に關しては、第八十二條の規定にかかわらず、當分の間、別に定めるものの外、なお従前の例による。

第九十六條 校長、園長、教諭又は助教諭には、第八條の規定にかかわらず、當分の間、夫々校長假免許狀、園長假免許狀、教諭假免許狀又は助教諭假免許狀を有する者を充てることができる。

第九十八條 左の各號の一に該當する者は、これを校長假免許狀又は園長假免許狀を有する者とみなす。

二 従前の規定により、従前の學校の學校長又は幼稚園の園長となることが出来る者。

第九十七條 假免許狀の取上げに關する事項は、別にこれを定める。

第九十八條 學校教育法第五條の規定による通信教育については、別にこれを定める。

第九十九條 校長を増減し、又は校舎、體操場、寄宿舎等の増改築をしようとするときは、第四條の規定にかかわらず、當分の間、設置者において、その圖面を添え、監督廳の認可を受けなければならぬ。

大學令 (大正七年十二月五日)

改正 昭和三年一月 勅令第七號 昭和十八年一月 勅令第四十號 昭和二十一年二月 勅令第四百二號

第一條 大學ハ國家ニ須要ナル學術ノ理論及應用ヲ教授シ並其ノ蘊奧ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及國家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス

第二條 大學ニハ數個ノ學部ヲ置クヲ常例トス但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ單ニ一個ノ學部ヲ置クモノヲ以テ一大學ト爲スコトヲ得

學部ハ法學、醫學、工學、文學、理學、農學、經濟學及商學ノ各部トス

特別ノ必要アル場合ニ於テ實質及規模一學部ヲ構成スルニ適スルトキハ前項ノ學部ヲ分合シテ學部ヲ設クルコトヲ得

第三條 學部ニハ研究科ヲ置クヘシ

數個ノ學部ヲ置キタル大學ニ於テハ研究科目ノ聯絡協調ヲ期スル爲之ヲ綜合シテ大學院ヲ設クルコトヲ得

第四條 大學ハ帝國大學其ノ他官立ノモノノ外本令ノ規定ニ依リ公立又ハ私立ト爲スコトヲ得

第五條 公立大學ハ特別ノ必要アル場合ニ於テ北海道、府縣各市ニ限り之ヲ設立スルコトヲ得

第六條 私立大學ハ財團法人タルコトヲ要ス但シ特別ノ必要ニ因リ學校經營ノミヲ目的トスル財團

法人カ其ノ事業トシテ之ヲ設立スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 前條ノ財團法人ハ大學ニ必要ナル設備又ハ之ニ要スル資金及少クトモ大學ヲ維持スルニ足ルヘキ收入ヲ生スル基本財産ヲ有スルコトヲ要ス

基本財産中前項ニ該當スルモノハ現金又ハ國債證券其ノ他文部大臣ノ定ムル有價證券トシ之ヲ供託スヘシ

第八條 公立及私立ノ大學ノ設立廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ學部ノ設置廢止亦同シ

前項ノ認可ハ文部大臣ニ於テ勅裁ヲ請フヘシ

第九條 學部ニ入學スルコトヲ得ル者ハ當該大學豫科ヲ修了シタル者、高等學校高等科ヲ卒リタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認めラレタル者トス

入學ノ順位ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 學部ニ三年以上在學シ一定ノ試験ヲ受ケ之ニ合格シタル者ハ學士ト稱スルコトヲ得前項ノ在學年限ハ醫學ヲ修ムルモノニ在リテハ四年以上トス

第十一條 研究科ニ入ルコトヲ得ル者ハ醫學ヲ修ムル者ニ在リテハ四年以上其ノ他ノ者ニ在リテハ三年以上當該學部ニ在學シ其ノ他相當ノ學力ヲ具ヘタル者ニシテ當該學部ニ於テ適當ト認めタルモノトス

第十二條 大學ニハ特別ノ必要アル場合ニ於テ豫科ヲ置クコトヲ得、大學豫科ニ於テハ高等學校高

等科ノ程度ニ依リ高等普通教育ヲ爲スヘシ

第十三條 大學豫科ノ修業年限ハ三年トス

大學豫科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ中學校第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者トス

第十四條 大學豫科ノ設備、編制、教員及教科書ニ付テハ高等學校高等科ニ關スル規定ヲ準用ス

第十五條 大學豫科ノ生徒定數ハ毎年ノ豫科修了者ノ員數カ其ノ年當該大學ニ收容シ得ル員數ヲ超過セサル程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第十六條 大學及大學豫科ノ學則ハ法令ノ範圍内ニ於テ當該大學之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十七條 公立及私立ノ大學ニハ相當員數ノ專任教員ヲ置クヘシ

第十八條 私立大學ノ教員ノ採用ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ公立大學ノ教員ニシテ官吏ノ待遇ヲ受ケサル者ニ付亦同シ

第十九條 公立及私立ノ大學ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

第二十條 文部大臣ハ公立及私立ノ大學ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ依ラサル學校ハ勅定規程ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大學ト稱シ又ハ其ノ名

稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウルコトヲ得ス

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ大學ト稱シ又ハ其ノ名稱ニ大學タルコトヲ示スヘキ文字ヲ用ウル學校ニハ當分ノ内第二十一條ノ規程ヲ適用セス

附 則

(昭和十八年勅令第四十號)

本令ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ修業年限三年ノ大學豫科ニ在學スル生徒(文部大臣ノ定ムル者ヲ除ク)ニ付テハ其ノ修業年限ハ第十三條第一項ノ改正規定ニ拘ラス仍從前ノ例ニ依ル

中學校令ニ依ル中學校若クハ中等學校令第二十條ノ規定ニ依ル中學校ノ第四學年ヲ修了シタル者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ハ第十三條第二項ノ改正規定ニ拘ラス大學豫科ニ入學スルコトヲ得

專門學校令

(明治三十六年三月二十七日)
(勅令第百六十一號)

改正 昭和三年一月 昭和十八年一月
勅令第百八號 勅令第百三十九號

第一條 高等ノ學術技藝ヲ教授スル學校ハ專門學校トス

專門學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等ノ學術技藝ニ關スル教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ目的トス

第二條 北海道府縣又ハ市ハ土地ノ情況ニ依リ必要アル場合ニ限り專門學校ヲ設置スルコトヲ得

第三條 私人ハ專門學校ヲ設置スルコトヲ得

第四條 公立又ハ私立ノ專門學校ノ設置廢止ハ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條 專門學校ノ入學資格ハ中學校若ハ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノト檢定セラレタル者以上ノ程度ニ於テ之ヲ定ムヘシ但シ美術、音樂ニ關スル學術技藝ヲ教授スル專門學校ニ就テハ文部大臣ハ別ニ其ノ入學資格ヲ定ムルコトヲ得

前項檢定ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第六條 專門學校ノ修業年限ハ三箇年以上トス

第七條 專門學校ニ於テハ豫科、研究科及別科ヲ置クコトヲ得

第八條 官立專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度、教授訓練並豫科、研究科及別科ニ關

スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

公立又ハ私立ノ專門學校ノ修業年限、學科、學科目及其ノ程度、教授訓練並豫科、研究科及別科ニ關スル規程ハ公立學校ニ在リテハ管理者、私立學校ニ在リテハ設立者文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ定ム

第九條 公立又ハ私立ノ專門學校ノ教員ノ資格ニ關スル規程ハ文部大臣之ヲ定ム

第十條 公立又ハ私立ノ專門學校ハ文部大臣ノ監督ニ屬ス

文部大臣ハ公立又ハ私立ノ專門學校ニ對シ報告ヲ徵シ檢閲ヲ行ヒ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條 公立ノ專門學校ニ於テハ授業料ヲ徵收スヘシ但シ特別ノ場合ニハ之ヲ減免シ又ハ徵收セサルコトヲ得

第十二條 第一條ニ該當セサル學校ハ專門學校ト稱スルコトヲ得ス

附 則

第十三條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(以下略)

大學規程 (大正八年三月二十九日)

(文部省令第十一號)

改正 大正八年十二月 昭和四年六月 昭和十八年三月 昭和十九年二月

文部省令第三十九號 文部省令第三十一號 文部省令第三十一號 文部省令第五十七號

昭和二十一年二月 昭和二十一年二月

文部省令第三號 文部省令第七號

第一條 公立又ハ私立ノ大學ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ

- 一 大學ノ名稱
- 二 學部ノ種類及名稱
- 三 大學院及大學豫科ノ設否
- 四 學則
- 五 位置及校地
- 六 校舍ノ圖面及建設ノ設計
- 七 各學部及大學豫科在學者定數
- 八 各學部專任教員數
- 九 學部、學科又ハ大學豫科開設ノ期日
- 十 經費及維持ノ方法

前項第五號ニ關シテハ校地ノ地質及面積並附近ノ情況ヲ記載シタル圖面及飲料水ノ定性分析表ヲ添附スヘシ

第一項ニ掲タル事項中第一號乃至第三號、第五號、第七號、第八號ノ事項ノ變更ハ文部大臣ニ報告スヘシ但シ第四號ノ事項ニ付テハ第十一條第二項ノ規定ニ依ル

第二條 公立又ハ私立ノ大學ノ廢止ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ事由及在學者ノ處分方法ヲ具シ文部大臣ニ申請スヘシ學部ノ廢止ニ付亦同シ

第三條 大學ハ其ノ目的及規模ニ應シ教授上及研究上必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第四條 學部ノ入學ニ關シ高等學校高等科ヲ卒リタル者ト同等以上ノ學力アリト認ムヘキ者ハ當該大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ定ムヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ大學豫科ノ入學ニ關シ中學校第四學年ヲ修了シタル者ト同等以上ノ學力アリト認ム

- 一 高等學校尋常科ヲ修了シタル者
- 二 修業年限五年ノ高等女學校第四學年ヲ修了シタル者、女子ノ中等學校(中等學校令第十九條ニ依ルモノヲ除ク)ヲ卒業シタル者及文部大臣ニ於テ大學豫科ノ入學ニ關シ指定シタル者
- 三 高等學校高等科入學資格試験ニ合格シタル者
- 四 文部大臣ニ於テ高等學校高等科ノ入學ニ關シ指定シタル者

五 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

六 文部大臣ニ於テ專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力アリト指定シタル者

第六條 (削除)

第七條 大學ハ學則ニ於テ學部ニ入學スル資格ヲ有スル者ニ就キ入學ノ順位ヲ定ムルコトヲ得

第八條 同順位ニ在ル學部入學志願者ノ數收容シ得ヘキ人員ニ超過スル場合ニ於テ行フヘキ選抜ノ

方法ニ關シテハ大學ニ於テ學則中ニ之ヲ定ムヘシ

第九條 大學令第十八條ノ規定ニ依リ教員ノ採用ニ付文部大臣ノ認可ヲ受ケントスルトキハ其ノ申

請書ニ擔任學科目ヲ記載シ本人ノ履歷書及戶籍抄本又ハ戶籍記載事項證明ヲ添付スヘシ

第十條 大學ハ教育上必要ト認メタルトキハ在學者ニ懲戒ヲ加フルコトヲ得

第十一條 學則中ニ規定スヘキ事項左ノ如シ

一 學部及大學豫科ノ學科課程ニ關スル事項

二 研究院大學院ニ關スル事項

三 學部ノ在學年限ニ關スル事項

四 學士ノ稱號ニ關スル事項

五 試験並課程修了ノ認定ニ關スル事項

六 學年、學期及休業日ニ關スル事項

七 入學、退學及懲戒ニ關スル事項

八 授業料入學料等ニ關スル事項

前項ニ掲クル事項中第一號乃至第四號及第八號ノ事項ノ變更ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ他ノ事

項ノ變更ハ文部大臣ニ報告スヘシ

第十二條 大學ニ於テハ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ノ表簿ヲ備フヘシ

一 學則及教授時間配當表

二 職員ノ名簿及履歷書

三 在學者學籍及入營延期又ハ徵兵猶豫ニ關スル書類

四 試験ノ問題及成績表

在學者學籍簿ニハ在學者ノ氏名、族籍、居所、生年月日、入學前ノ學歷、入學轉學退學ノ年月日

及試験合格ノ年月日、徵兵事故、保證人ノ氏名及居所等ヲ記載スヘシ

第十三條 (削除)

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

學校特別會計法

(昭和十九年二月十五日)
法律第九號

第一條 帝國大學、其ノ他ノ官立大學及文部省直轄諸學校(以下大學及學校ト稱ス)ハ之ヲ通ジテ一ノ特別會計ヲ立テ資金ヲ所有シ政府支出金、資金ヨリ生ズル收入、授業料、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ一切ノ歳出ニ充テシム

第二條 前條ノ政府支出金ハ毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ヨリ之ヲ繰入ルルモノトス

第三條 本會計ノ歳入歳出ハ帝國大學、官立大學及直轄諸學校ニ區分シ之ヲ整理スベシ

第四條 文部大臣ハ歳入歳出豫算決定ノ後各大學及學校毎ニ歳入歳出ノ施行豫算ヲ調製シ當該大學ノ總長若ハ學長又ハ當該學校長ヲシテ之ヲ施行セシムベシ

文部大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ規定スル者以外ノ者ヲシテ歳入歳出豫算ノ一部ヲ施行セシムルコトヲ得

第五條 大學及學校ノ資金ハ政府ヨリ交付ヲ受ケ又ハ寄附ヲ受ケタル動産及不動産並ニ歳入殘餘ヨリ成ル

第六條 大學及學校ノ資金ハ帝國大學、官立大學及直轄諸學校ニ區分シ之ヲ整理スベシ但シ第四條ノ施行豫算ノ歳入殘餘ヨリ成ル分ハ更ニ各大學及學校毎ニ區分シ之ヲ整理スベシ

第七條 大學及學校ノ資金ハ大學及學校ノ歳出ニ充ツル爲必要アル場合ハ特別ノ事由アリ且資金所

有ノ目的ニ反セザル場合ニ限り勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ支消スルコトヲ得但シ用途指定ニ係ル資金ニ付テハ用途指定者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第八條 大學及學校ニ於テ外國ヨリ直接ニ標本又ハ實驗用材料ノ買入ヲ爲ス場合ニ於テハ前金拂ヲ爲スコトヲ得

第九條 特ニ用途ヲ指定シタル寄附金ハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スベシ

第十條 獎學ヲ目的トスル寄附金ハ之ヲ當該大學又ハ學校ニ交付シ總長若ハ學長又ハ學校長ニ經理ヲ委任スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル委任經理ニ係ル會計ノ検査ハ會計検査院法第十六條ノ規定ニ依ル

第十一條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スベシ

第十二條 大學及學校ニ屬スル收入ヲ以テ其ノ歳出ヲ支辨シ別ニ政府支出金ヲ要セザルニ至リタルトキハ當該大學及學校ノ爲ニ特別會計ヲ設クルモノトス

第十三條 本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

第十四條 本法ハ昭和十九年度ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 大學特別會計法、學校及圖書館特別會計法及昭和十七年法律第二十五號ハ之ヲ廢止ス但

シ昭和十八年度分ニ付テハ仍其ノ効力ヲ有ス

第十六條 昭和十八年度末現在ノ帝國大學、官立大學及圖書館ノ資金ニシテ帝國圖書館ノ用ニ供スルモノ以外ノモノハ之ヲ大學及學校ノ資金ニ編入スベシ

前項ノ規定ニ依リ大學及學校ノ資金ニ編入スルモノニシテ各帝國大學毎ニ區分整理シ來リタルモノ(大學特別會計法第三條ニ規定スル歳入殘餘ヨリ成ルモノニ限ル)並ニ各官立大學及直轄諸學校毎ニ區分整理シ來リタルモノハ之ヲ當該大學及學校毎ニ區分整理スベシ

第十七條 昭和十七年法律第二十五號ニ依リ學校及圖書館資金トシテ東京高等商船學校、神戸高等商船學校、富山商船學校、鳥羽商船學校、大島商船學校、鹿兒島商船學校、廣島商船學校、粟島商船學校及弓削商船學校ノ各學校毎ニ區分整理シ來リタルモノハ當分ノ内大學及學校ノ資金トシテ當該學校毎ニ區分整理スベシ

前項ノ規定ニ依リ區分整理シタル資金ヨリ生ズル收入ハ豫算ノ定ムル所ニ依リ之ヲ一般會計ニ編入レ當該學校ノ經費ニ充ツルコトヲ得

第十八條 帝國大學、官立大學及學校及圖書館ノ各特別會計ノ昭和十八年度ノ歳入殘餘ニシテ帝國圖書館ニ屬スルモノ以外ノモノハ之ヲ大學及學校ノ資金ニ編入スベシ

前項ノ規定ニ依リ大學及學校ノ資金ニ編入スルモノニシテ大學特別會計法第七條及學校及圖書館特別會計法第八條ノ施行豫算ノ昭和十八年度ノ歳入殘餘ヨリ成ルモノハ之ヲ當該大學及學校毎ニ

區分整理スベシ

第十九條 前三條ニ規定スルモノノ外帝國大學、官立大學及學校及圖書館ノ各特別會計廢止ノ際之ニ屬スル權利義務ニシテ帝國圖書館ニ屬スルモノ以外ノモノハ之ヲ本會計ニ歸屬セシム

第二十條 昭和十八年度末現在ノ學校及圖書館資金ニシテ帝國圖書館ノ用ニ供スルモノ及學校及圖書館特別會計ノ昭和十八年度ノ歳入殘餘ニシテ帝國圖書館ニ屬スルモノハ之ヲ一般會計ニ歸屬セシム

前項ニ規定スルモノノ外學校及圖書館特別會計廢止ノ際之ニ屬スル權利義務ニシテ帝國圖書館ニ屬スルモノハ之ヲ一般會計ニ歸屬セシム

第二十一條 帝國大學、官立大學及學校及圖書館ノ各特別會計ノ昭和十八年度歳出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スル經費ニシテ帝國圖書館ニ

關スルモノハ之ヲ一般會計ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第二十二條 一般會計ノ文部省所管昭和十八年度歳出豫算中翌年度ニ繰越ヲ要スル經費ニシテ官立大學及直轄諸學校ニ關スルモノハ東京帝國大學其他震災復舊及新營費ヲ除クノ外之ヲ本會計ニ繰越シ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ繰越ヲ爲シタル場合ニ於テハ一般會計ハ其ノ繰越額ニ相當スル金額ヲ本會計ニ繰入ルベシ

第二十三條 帝國大學及官立大學ノ各特別會計ニ於ケル昭和十八年度歳出豫算中ノ繼續費ハ昭和十九年度以降本會計ノ所屬トス

一般會計ニ於ケル文部省所管昭和十八年度歳出豫算中ノ繼續費ニシテ官立大學及直轄諸學校ニ關スルモノハ東京帝國大學其他震災復舊及新營費ヲ除クノ外昭和十九年度以降本會計ノ所屬トス

第二十四條 大學特別會計法第十條及學校及圖書館特別會計法第十一條ノ規定ニ依リ經理ヲ委任シタル獎學ヲ目的トスル寄附金ノ支拂殘額ハ第十條ノ規定ニ依リ經理ヲ委任シタルモノト看做ス

第二十五條 大正十三年法律第十號中左ノ通改正ス

第一項中「東京商科大學、千葉醫科大學及東京工業大學ニ關スルモノハ大學特別會計法第一條」ヲ「東京工業大學及東京外國語學校ニ關スルモノハ學校特別會計法第一條」ニ改メ第二項ヲ左ノ如ク改ム

大學及學校ノ資金中東京外國語學校ノ用ニ供スル建造物ニシテ當該學校ノ震災復舊諸費ニ屬スル豫算ノ施行ノ結果不用ニ歸スベキモノハ資金ヨリ之ヲ拂出スコトヲ得

第二十六條 昭和六年法律第九號中左ノ通改正ス

第二項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ學校特別會計ヨリ繰入ルル金額ハ政府支出金以外ノ財源ニ依リ支辨シ得ル金額ニ止ムベシ

官立大學官制 (昭和二十一年四月)

改 正 昭和二十一年八月 昭和二十二年三月 昭和二十二年七月 昭和二十二年七月
勅令第三百九十七號 勅令第九十三號 政令第二百一十一號 政令第二百二十七號

第一條 官立大學ハ左ノ如シ

- 東京商科大學
- 神戸經濟大學
- 新潟醫科大學
- 岡山醫科大學
- 千葉醫科大學
- 金澤醫科大學
- 長崎醫科大學
- 熊本醫科大學
- 東京醫科齒科大學
- 東京工業大學
- 東京文理科大學

○大學ニ關スル法令 官立大學官制

廣島文理科大学

第二條 官立大學ニ左ノ職員ヲ置ク

大學長

教授

助教授

文部教官

文部事務官

文部技官

第三條 大學長ハ一級ノ文部教官又ハ文部事務官ヲ以テ之ニ充ツ文部大臣ノ監督ヲ承ケ官立大學一般ノ事ヲ掌リ所屬職員ヲ統督ス

第四條 教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ學生ヲ教授シ其ノ研究ヲ指導ス

第五條 助教授ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ教授ヲ助ケテ授業及實驗ニ従事ス

第六條 官立大學長ハ必要アル場合ニ於テハ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第七條 官立大學ニ教授會ヲ置キ教授ヲ以テ之ヲ組織ス

大學長ハ教授會ヲ招集シ其ノ議長トナル

第八條 教授會ハ左ノ事項ヲ審議ス

一 學科課程ニ關スル事項

二 學生ノ試験ニ關スル事項

三 學位ニ關スル事項

四 文部大臣又ハ大學長ノ諮詢シタル事項

第九條 大學長ハ必要アリト認ムルトキハ助教授、事務官又ハ講師ヲ教授會ニ列席セシムルコトヲ得

第十條 新潟醫科大學、岡山醫科大學、千葉醫科大學、金澤醫科大學、長崎醫科大學及熊本醫科大學ニ附屬醫院ヲ置ク

醫院ニ醫院長及文部技官ヲ置ク

醫院長ハ教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ監督ヲ承ケ醫院ノ事ヲ掌ル

第十一條 前條第一項ノ大學ニ看護婦養成施設ヲ置ク

看護婦養成施設ニ主事ヲ置キ教授又ハ助教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ看護婦養成施設ノ事ヲ掌ル

養成施設ノ事ヲ掌ル

第十二條 東京工業大學ニ同大學ノ學生ニシテ工業ニ關スル專門學校ノ教員タラントスルモノニ必要ナル教育ヲ爲ス爲附屬高等工業教員養成所ヲ置ク

要ナル教育ヲ爲ス爲附屬高等工業教員養成所ヲ置ク

○大學ニ關スル法令 官立大學官制

高等工業教員養成所ニ所長ヲ置キ教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ命ヲ承ケ高等工業教員養成所ノ事ヲ掌ル

第十三條 東京商科大学、神戸經濟大學及東京醫科齒科大学ニ豫科ヲ置ク

豫科ニ豫科長、豫科教授及文部教官ヲ置ク

豫科長ハ豫科教授タル一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ命ヲ承ケ豫科ノ事ヲ掌リ職員ヲ監督ス

豫科教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ生徒ノ教育ヲ掌ル

第十四條 東京工業大學ニ同大學ニ入學セントスル外國人留學生ノ豫備教育ヲ爲ス爲附屬豫備部ヲ置ク

豫備部ニ部長、豫備部教授及文部教官ヲ置ク

部長ハ豫備部教授タル一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ命ヲ承ケ豫備部ノ事ヲ掌リ職員ヲ監督ス

豫備部教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ生徒ノ教育ヲ掌ル

第十五條 東京商科大学ニ附屬商學專門部ヲ、神戸經濟大學ニ附屬經營學專門部ヲ、千葉醫科大学、金澤醫科大学及長崎醫科大学ニ附屬藥學專門部ヲ、東京工業大學ニ附屬工業專門部ヲ置ク各專門部ニ部長、專門部教授及文部教官ヲ置ク

部長ハ專門部教授タル一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事ヲ掌リ職員ヲ監督ス

專門部教授ハ一級又ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ生徒ノ教育ヲ掌ル

第十六條 東京商科大学ニ經濟研究所ヲ、神戸經濟大學ニ經營機械化研究所ヲ、岡山醫科大学ニ放射能泉研究所ヲ、金澤醫科大学ニ結核研究所ヲ、長崎醫科大学ニ風土病研究所ヲ、熊本醫科大学ニ體質醫學研究所ヲ、東京工業大學ニ建築材料研究所、資源化學研究所、精密機械研究所、窯業研究所、電氣科學研究所及燃料科學研究所ヲ、廣島文理科大學ニ理論物理學研究所ヲ附置ス

經濟研究所ハ世界各國ノ經濟ニ關スル綜合研究ヲ、經營機械化研究所ハ經營(經理ヲ含ム)ノ機械化ニ關スル學理及技術ノ研究ヲ、放射能泉研究所ハ放射能泉ニ關スル學理及其ノ應用ノ研究ヲ、結核研究所ハ結核ノ豫防及治療ニ關スル學理及其ノ應用ヲ、風土病研究所ハ風土病ニ關スル學理及其ノ應用ノ研究ヲ、體質醫學研究所ハ體質醫學ノ學理及其ノ應用ノ研究ヲ、建築材料研究所ハ建築用材料ニ關スル化學ノ學理及應用ノ研究ヲ、精密機械研究所ハ精密機械ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ、電氣科學研究所ハ電氣科學ニ關スル學理及應用ノ研究ヲ、燃料科學研究所ハ燃料科學ノ學理及應用ノ研究ヲ、理論物理學研究所ハ物理學ノ基礎理論ニ關スル綜合研究ヲ掌ル

各研究所ニ所長、文部教官及文部事務官ヲ置ク

所長ハ教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ監督ノ下ニ於テ研究所ノ事ヲ掌ル

教授タル文部教官ニシテ所長ニ補セラレタルモノ又ハ教授若ハ助教授タル文部教官ニシテ研究所ノ職員タルモノハ所務ヲ掌リ又ハ研究ヲ掌ル

前項ノ教授及助教授ニハ授業ヲ擔任セシメザルコトヲ得

第十七條 東京文理科大學及廣島文理科大學ニ附屬臨海實驗所ヲ置ク

各臨海實驗所ニ所長ヲ置キ教授又ハ助教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ監督ノ下ニ於テ臨海實驗所ノ事ヲ掌ル

第十八條 官立大學ニ附屬圖書館ヲ置ク

圖書館ニ圖書館長ヲ置キ教授又ハ助教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ大學長ノ監督ノ下ニ於テ圖書館ノ事ヲ掌ル

第十九條 官立大學、附屬醫院、豫科、附屬豫備部及附屬專門部ノ專任職員ノ定員ハ別表第一乃至第三ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官立經濟大學官制、官立醫科大學官制、官立工業大學官制及官立文理科大學官制ハ之ヲ廢止ス

文部教官又ハ文部事務官

(別表第二)

大學名	文部教官			文部事務官			文部技官		
	大學長	教授	助教	三級	二級	三級	二級	三級	
東京商科大學	一	二十五人	十五人	十四人	二人	二十四人		一人	
神戸經濟大學	一	二十三人	十二人	十三人	二人	二十人	一人	五人	
新潟醫科大學	一	二十五人	二十二人	五十三人	二人	十三人		五人	
岡山醫科大學	一	二十五人	二十二人	五十五人	二人	十四人		六人	
千葉醫科大學	一	二十四人	二十一人	五十三人	二人	十四人		六人	
金澤醫科大學	一	二十七人	二十五人	六十人	二人	十四人		五人	
長崎醫科大學	一	二十六人	二十三人	五十六人	二人	十三人		四人	
熊本醫科大學	一	二十七人	二十七人	六十二人	二人	十一人		四人	
東京醫科齒科大學	一				一人	六人			
東京工業大學	一	六十六人	八十七人	百六十四人	二人	三十八人	一人	四人	
東京文理科大學	一	三十五人	二十八人	二十九人	二人	十三人		一人	

○大學ニ關スル法令 官立大學官制

廣島文理科大学	一	人	三十六人	二十九人	三十二人	二・人	十二人	一人
---------	---	---	------	------	------	-----	-----	----

(別表第二)

大学	学部	技官		
		二級	三級	一級
新潟医科大学	附属医院	—	—	—
岡山医科大学	附属医院	—	—	—
千葉医科大学	附属医院	—	—	—
金澤医科大学	附属医院	—	—	—
長崎医科大学	附属医院	—	—	—
熊本医科大学	附属医院	—	—	—

(別表第三)

大学	学部	文部		
		文部	教授	官
東京商科大学	像科	—	—	—
神戸経済大学	像科	—	—	—
東京医科歯科大学	像科	—	—	—

大学	学部	人数	人数	人数
東京工業大学	附属像備部	—	—	—
東京商科大学	附属商學專門部	—	—	—
神戸経済大学	附属經營學專門部	—	—	—
千葉医科大学	附属藥學專門部	—	—	—
金澤医科大学	附属藥學專門部	—	—	—
長崎医科大学	附属藥學專門部	—	—	—
東京工業大学	附属工業專門部	—	—	—

國立總合大學及官立醫科大學ニ臨時ニ附屬醫學專門部ヲ

設置スルノ件

(昭和十四年五月十三日 勅令第三百十五號)

改正 昭和十五年四月 昭和三十二年三月
 勅令第二百七十八號 勅令第五百一十一號 昭和三十二年三月
 昭和二十年六月 昭和三十二年三月 昭和三十二年三月
 勅令第三百七十二號 勅令第四百一十一號 勅令第九十三號
 昭和二十年四月 昭和二十年三月 昭和二十年四月
 勅令第四百六十七號 勅令第六百十四號 勅令第二百四號

第一條 東京大學、京都大學、東北大學、九州大學、北海道大學、大阪大學、名古屋大學、新潟醫科大學、岡山醫科大學、千葉醫科大學、金澤醫科大學、長崎醫科大學及熊本醫科大學ニ臨時ニ附屬醫學專門部ヲ置ク

○大學ニ關スル法令

第二條 附屬醫學專門部ニ左ノ職員ヲ置ク

一部長
教授

文部教官

文部事務官

第三條 部長ハ當該國立総合大學醫學部ニ屬スル教授又ハ當該醫科大學教授タル文部教官ヲ以テ之ニ充ツ總長又ハ大學長ノ命ヲ承ケ專門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第四條 教授ハ二級ノ文部教官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 附屬醫學專門部ノ專任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十五年四月十七日公布)

(別表)

附屬醫學專門部職員定員表

東京大學附屬醫學專門部	文部教官		文部事務官
	二級	三級	
一五五人	一七人	四四人	

京都大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人
東北大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人
九州大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人
北海道大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人
大阪大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人
名古屋大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人
新潟醫科大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	五五人
岡山醫科大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	五五人
千葉醫科大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	五五人
金澤醫科大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	五五人
長崎醫科大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	五五人
熊本醫科大學附屬醫學專門部	一五五人	一七人	四四人

官立大學長職務規程

(大正九年四月二十一日
文部省訓令號外)

第一條 高等官ノ除服出仕暇願及高等官任地外居住、他官廳其ノ他ノ事業囑託ニ應スルノ願及高等官ヲ内地ニ出張セシムルハ大學長ノ判行ニ任ス

○大學ニ關スル法令

第二條 大學長ハ高等官ニ事務分課ヲ命スルコトヲ得

第三條 大學長事故アルトキハ文部大臣ノ許可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 左ノ事項ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケテ後施行スヘシ

第一 學科課程ノ設定及變更ニ關スルコト

第二 規則ノ設定及變更ニ關スルコト

但シ既定規則ノ範圍内ニ於テ其ノ細則ヲ設クルハ此ノ限ニアラス

第三 授業料、試験料、其ノ他諸收入金ノ定率ヲ定ムルコト

第四 外國人ヲ雇入レ其ノ契約ヲ定メ若ハ契約期間内ニ雇ヲ止ムルコト

第五 歳入歳出豫算ニ依ルノ外新ニ義務ヲ負擔シ及權利ヲ棄却スルコト

第六 學科課程ニ關係シ又ハ規則ノ設定變更ヲ要スル事項ヲ條件トスル寄附ヲ受クルトキ

第七 八日以上臨時休業スルコト

第八 右ノ外例規ナキ重大ノ事件ヲ處理スルコト

國立總合大學等の名譽教授に関する勅令

(昭和二十一年七月五日 勅令第三百五十三號)

改正 昭和二十二年九月 政令第二百四號

國立總合大學又は官立若しくは公立の大學に、教育上功勞のあつた者又は學術上功績のあつた者及び帝國大學又は官立若しくは公立の大學の豫科又はこれらの大學の附屬專門部、官立若しくは公立の高等學校若しくは專門學校又は官立教員養成諸學校に教育上功勞のあつた者には、文部大臣の奏薦により、夫々の學校又は大學豫科若しくは大學附屬專門部の名譽教授の名稱を與えることができ。前項の名譽教授は一級官待遇とする。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。但し第一項、第二項及び附則第二項の規定中官立大學名譽教授に関する部分並びに附則第六項の規定は、昭和二十一年四月一日から、これを適用する。

大正三年勅令第二百四號及び大正四年勅令第五百十二號は、これを廢止する。

昭和二十一年四月一日において、官立大學名譽教授の名稱を有した者は、この勅令により、同日において、名譽教授の名稱を與えられたものとみなす。

この勅令を施行する際に、現に、國立總合大學、高等師範學校又はその他の文部省直轄諸學校の名譽教授の名稱を有する者は、夫々この勅令により、名譽教授の名稱を與えられたものとみなす。

國立總合大學、官立大學、高等師範學校及文部省直轄諸學校雇外國人ニ關スル件 (明治二十六年九月十一日) (勅令第九十六號)

改正 大正九年四月 昭和四年四月 昭和二十二年九月 勅令第七十三號 勅令第四十五號 政令第二百四號

國立總合大學、官立大學、高等師範學校及文部省直轄諸學校ニ於テ學科教授ノ必要アルトキハ國立總合大學總長、官立大學長、高等師範學校長及直轄諸學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ雇外國人ヲシテ教官ノ職務ニ當ラシムルコトヲ得

文部省直轄學校外國人特別入學規程 (明治三十四年十一月十一日) (文部省令第十五號)

- 第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添ヘ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ
- 第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニアラス

第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試驗ノ上之ヲ附與スヘシ

第五條 本令ノ規程ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試驗料、入學料及授業料ヲ徵收セサルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ承ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタルモノト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規程ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

學位令 (大正九年七月五日) (勅令第二百號)

- 第一條 學位ハ博士トス
- 第二條 學位ハ大學ニ於テ文部大臣ノ認可ヲ經テ之ヲ授與ス
- 第三條 博士ノ種類ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

○大學ニ關スル法令

第四條 學位ヲ授與セラルヘキ者ハ大學學部研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シ論文ヲ提出シテ學部教員會ノ審査ニ合格シタル者又ハ論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ學部教員會ニ於テ之ト同等以上ノ學力アリト認めタル者トス

第五條 學部教員會ハ前條ノ論文審査ニ付其ノ提出者ニ對シ試問ヲ行フコトヲ得

第六條 大學ニ於テ學位授與ノ認可ヲ申請スルトキハ論文及其ノ審査ノ要旨ヲ添付スヘシ

第七條 學位ヲ授與セラレタル者ハ授與ノ日ヨリ六月内ニ其ノ提出ニ係ル論文ヲ印刷公表スヘシ但シ學位授與前既ニ印刷公表セラレタルモノナルトキ又ハ文部大臣ニ於テ其ノ印刷公表ヲ相當ナラスト認めタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 大學ハ論文ノ審査ニ付手数料ヲ徵收スルコトヲ得

第九條 學部教員會ニ於ケル論文審査ノ手續其ノ他學位ニ關スル規定ハ大學ニ於テ之ヲ定メ文部大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第十條 學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ大學ニ於テ學位ニ關スル規程ニ依リ文部大臣ノ認可ヲ經テ學位ノ授與ヲ取消スコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十一年勅令第三百四十四號學位令及博士會規則ハ之ヲ廢止ス但シ舊令ニ依リ授與シタル學位

ハ仍其ノ効力ヲ有ス

本令施行前論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シタル者ニ對シテハ舊令ニ依リ學位ヲ授與ス
舊令ニ依ル學位ヲ有スル者其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アルトキハ文部大臣其ノ學位ヲ褫奪ス

金澤醫科大學學位規程

第一條 本學ニ於テ授與スル學位ハ醫學博士トス

第二條 本學研究科ニ於テ二年以上研究ニ從事シタル者ハ其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出シ學位ヲ請求スルコトヲ得
前項ニ該當セサル者ニシテ學位ヲ請求セントスル者ハ履歷書ヲ添ヘ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

第三條 學位請求論文ハ自著一篇(三通)トス但シ參考トシテ他ノ論文ヲ附加スルコトヲ得
論文ハ之ヲ返付セス

第四條 第二條第二項ニ依リ學位ヲ請求スル者ハ審査手数料金參百圓ヲ納付スヘシ
既納ノ料金ハ之ヲ返付セス

第五條 提出セラレタル論文ハ學長之ヲ本學教授會ノ審査ニ付ス

第六條 本學教授會ハ審査ニ付セラレタル論文ニ就キ教授中ヨリ二名以上ノ委員ヲ選定シテ之ヲ調査セシム但シ必要アリト認めタルトキハ助教教授又ハ講師ヲ以テ委員ニ充ツルコトヲ得、調査ニ必

要アルトキハ論文ノ譯文又ハ模型標本其ノ他ノ材料ヲ提出セシメ場合ニ依リテハ試問ヲ行フコトアルヘシ

第七條 調査委員ハ一箇年以内ニ論文ノ要旨ヲ記録シ調査ノ結果ヲ教授會ニ報告スルモノトス但シ特別ノ事情アルトキハ教授會ノ議決ニ依リ調査期日ヲ延長スルコトヲ得

第八條 學位授與ノ決定ヲ爲スニハ在職教授ノ三分ノ二以上出席シ無記名投票ニ依リ出席教授三分ノ二以上ノ賛成アルコトヲ要ス
海外旅行中ノ教授ハ前項ノ數ニ算入セス

第九條 本學ヨリ學位ヲ授與セラレタルモノニシテ其ノ榮譽ヲ汚辱スル行爲アリタルトキハ學長ハ教授會ノ議決及文部大臣ノ認可ヲ經テ學位授與ヲ取消シ學位記ヲ還付セシム
教授會ニ於テ前項ノ議決ヲ爲スニハ在職教授ノ三分ノ二以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ此場合ニモ準用ス

第十條 學位記ノ様式左ノ如シ

學位記	道府縣	氏名

右者論文ヲ提出シテ學位ヲ請求シ本學教授會ハ之ヲ授與スヘキ學力アリト認めタリ仍テ大正九年勅令第二百號學位令ニ依リ茲ニ醫學博士ノ學位ヲ授ク

年 月 日

金澤醫科大學 印

第 號

○金澤醫科大學規則

第一章 學期及休業日

第一條 一年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ九月十日迄

第二學期 九月十一日ヨリ十二月三十一日迄

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日迄

第二條 定期休業日左ノ如シ

大祭祝日

日曜日

春季休業 四月一日ヨリ同七日迄

金澤醫科大學記念日 (五月十一日)

○金澤醫科大學規則

外科 總論	內科學			病理學				藥物學			細菌學		醫化學	
	內科各論及 臨牀講義	內科外來患者 臨牀講義	診察學及實習	病理解剖學實習	病理標本示說	病理組織學實習	病理解剖學	病理解剖學	藥學實習	藥物學	處方學	細菌學實習	細菌學	醫化學實習
														五
												四	四	二
							四		四		四	四	四	
三			三	時々			三	三			四	時四三		
三		二	四	時々		四時三	四		一	時四三	時四三			
二	△	六		時々	二									
	△	六		時々	二									
	△	六		時々	二									
	△	六		時々	一									
	△	六		時々	一									
	△	四		時々	一									
	△			時々										

生理學	解剖學					學科目		年別
	生理學實習	生理學	局所解剖學	胎生學	顯微鏡用法	組織學實習	解剖學實習	
	四				時四三		四	一
	五			三	時四三	時四三	八	二
	五	五			時四三	時四三		三
時四三								一
								二
								三
								四
								五

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日迄
 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

第二章 學科目

第三條 本學ニ於テ授業スル學科目及其ノ一週時間數左ノ如シ但シ教授上特別ノ必要アルトキハ變更スルコトヲ得

學科目並一週教授時數配當表

總計	理學的診療學		理學的診療科 外來患者臨牀講義	
	○醫學史	○醫學法制	○特殊講義	○時
第一三	二五			
第一六	二二			
第一五	二二			
第一五	二〇			
第一九	二二			一
第一一	二四			
	二五			一
	二七			一
	三〇			一
第一一	二六			一
第一一	二〇			一

備考 學科中ノ○印ハ隨時トス △印ハ學生ヲ數組ニ分ツモノトス

第四條 學生ハ解剖學、生理學、醫化學、細菌學、病理學(病理標本示説及病理解剖學實習ヲ除ク)藥物學及衛生學(衛生學實習及社會衛生演習ヲ除ク)ヲ學修シタル後ニアラサレハ臨牀講義ニ出席スルコトヲ得ス

第三章 入學、在學、休學、退學、轉學及除籍

第五條 入學ハ第一學期ノ始メニ於テス

第六條 本學ニ入學ヲ許可スヘキモノハ左記各號ノ一ニ該當ノ者タルコトヲ要ス但シ入學志願者ノ數收容豫定數ヲ超過シタルトキハ選抜試驗ヲ行フ

一、高等學校高等科理科卒業者

二、學習院高等科理科卒業者

第七條 前條ノ入學志願者ヲ收容シ尙關員アル場合ニ限り左ニ記載スルモノノ順位ニヨリ入學ヲ許可スルコトアルヘシ但シ選抜ニ關シテハ前條ノ例ニ依ル

一、高等學校高等科文科卒業者又ハ學習院高等科文科卒業者

二、本學ニ於テ試驗ヲ行ヒ高等學校高等科ヲ卒ヘタル者ト同等以上ノ學力アリト認メタル者但シ試驗ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第七條ノ二 大學令ニ依ル大學ニ於テ學士試驗ニ合格シタル者入學ヲ出願スルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第八條 帝國大學醫學部及他ノ醫科大學學生ニシテ本學ニ轉學ヲ望ム者ハ關員アル場合ニ限り入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條 本學學生ニシテ退學シタル者再ヒ入學ヲ請フトキハ關員アル場合ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第九條ノ二 前五條ノ入學許可ハ身體検査並銜衡ノ上之ヲ行フ

第十條 入學志願者ハ二月十五日迄ニ入學願書ニ履歷書及卒業又ハ修業證明書ヲ添ヘ學長ニ願出ツヘシ

前項ノ期限後ト雖モ尙關員アル場合ニ於テハ四月五日迄願書ヲ受理スルコトアルヘシ

入學願書、履歷書用紙ハ本學ヨリ之ヲ交付ス

第十一條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ宣誓ヲ爲シ學生名簿ニ署名シ戸籍謄本一通ヲ差出スヘシ

第十二條 學生疾病其ノ他ノ事故ニヨリ三箇月以上休學セントスルトキハ醫師ノ診斷書若ハ明細ナル理由書ヲ添ヘ願書ヲ提出シテ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第十三條 (削除)

第十四條 休學者ニシテ休學期間ト雖モ其ノ事故止ムトキハ願ニ依リ復學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十五條 休學ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アル者ニハ更ニ一年以内ノ休學ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六條 學生ニシテ退學セント欲スルモノハ願書ヲ差出シ學長ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 轉學セント欲スル者ハ其ノ理由ヲ詳記シ學長ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ許可ヲ與ヘタルトキハ除籍ス

第十八條 學生在學八箇年ニシテ猶學士試驗ニ合格セサル者ハ除籍ス但シ休學期間ハ之ヲ算入セス

第十九條 前條ノ期間内ト雖モ疾病其ノ他ノ事故ニ依リ成業ノ見込ナシト認メタルトキハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第四章 試驗及稱號

第二十條 大學令第十條ニ依ル試驗ハ之ヲ學士試驗ト稱ス

前項ノ試驗ハ學生ノ申請ニ依リ次ノ學科ニ就キ之ヲ施行ス

解剖學	生理學
化學	細菌學
病理學	藥物學
內科學	外科學
產科學婦人科學	眼科學
精神病學	小兒科學
皮膚科學泌尿器科學	耳鼻咽喉科學
衛生學	法醫學
理學的診療學	

第二十一條 學生ハ各科目ニ就キ規定ノ期間學習シタル者ニ限り試驗ヲ申請スルコトヲ得

第二十二條 解剖學、生理學、醫化學、細菌學、病理學ノ中病理總論、藥物學及衛生學(衛生學實習及社會衛生演習ヲ除ク)ノ試驗ニ合格シタル者ニアラサレハ爾餘ノ試驗ヲ受クルコトヲ得ス

第二十三條 試驗期日ハ試驗申請者ノ數及申請ノ時期ヲ參酌シテ適宜之ヲ定メ二週間以前ニ揭示スルモノトス

第二十四條 試驗期日發表後ト雖一週間以内ハ新ニ試驗ノ申請ヲナスコトヲ得

第二十五條 試験ハ其ノ學科擔當ノ教員之ヲ施行ス

擔當教員事故アルトキハ他ノ教員之ヲ施行スルコトアルヘシ

第二十六條 病氣其ノ他止ムヲ得サル事故ニ依リ試験ニ出席スルコト能ハサル者ハ醫師ノ診斷書若ハ其ノ理由書ヲ添ヘ試験前ニ之ヲ學長ニ届出ツヘシ

第二十七條 前條ノ事由ニ依リ全部若ハ一部ノ試験ヲ受クルコト能ハサルトキハ教授會ノ議ヲ經テ追試験ヲ行フコトヲ得

第二十八條 第二十六條ノ手續ヲ履行セスシテ試験期日ニ出席セサル者ニハ前條ヲ適用セス

第二十九條 試験ノ成績ハ合格及不合格ノ二トス

第三十條 或學科ノ試験ニ於テ不合格ノ成績ヲ得タル者ハ同一學期ニ於テ再ヒ受験スルコトヲ得ス

第三十一條 學生四年以上在學シ學士試験ニ合格シタルトキハ之ニ合格證書ヲ授與ス

前項ノ合格者ハ醫學士ト稱スルコトヲ得

第三十二條 第十八條及前條ノ年限ハ大學令ニ依ル他ノ大學ニ於テ醫學ヲ修メタル期間ヲモ通算ス

第五章 入學檢定料、入學料及授業料

第三十三條 入學志願者ハ出願ト同時ニ檢定料トシテ金百圓ヲ納付スヘシ

第八條及第九條ニ依リ轉學及再入學ヲ出願スル者モ前項ニ準ス

第三十四條 入學ヲ許可セラレタル者ハ入學料トシテ金五拾圓ヲ納付スヘシ

第八條及第九條ニ依リ轉學及再入學ヲ出願スル者モ前項ニ準ス

第三十五條 授業料ハ一學年金六百圓トシ左ノ二期ニ分納セシム

第一期 金參百圓 納期日 自四月二十四日 至同月三十日

第二期 金參百圓 納期日 自十月二十四日 至同月三十一日

授業料ハ納付期日後ニ入學シタル者ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内ニ其ノ期ノ授業料ヲ納付スヘシ

第三十六條 轉學シ退學シ除籍セラレ又ハ退學ヲ命セラレタル者ニモ其ノ學期ノ授業料ヲ徵收ス

停學ニ處セラレタル者ニハ停學中ト雖モ授業料ヲ徵收ス

第三十七條 休學ヲ許可セラレタル者ニハ休學中授業料ヲ徵收セス但シ授業料納期最終日以前ニ於テ許可セラレタル者ノ授業料ハ當月分迄之ヲ徵收シ授業料納期日後復學シタル者ノ授業料ハ當月

分ヨリ之ヲ徵收ス

前項但書ノ場合ニ於ケル月割額ハ金五拾圓トス

第三十八條 既納ノ料金ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返付セス

第三十九條 授業料納付ノ義務ヲ怠リタルトキハ講義實習ニ出席シ又ハ圖書ヲ閱覽スルコトヲ禁止

シ其ノ情狀重キ者ハ之ヲ除籍ス

第六章 服 裝

第四十條 學生ハ本學所定ノ制服及制帽ヲ着用スヘシ

第七章 懲 戒

第四十一條 學生ニシテ其ノ本分ニ悖リタル行爲アルトキハ之ヲ懲戒ニ處ス

一、戒 飭

二、停 學

三、放 學

第八章 外國學生

第四十二條 外國人ニシテ本學ニ入學セントスル者アルトキハ明治三十四年文部省令第十五號ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可ス

第四十三條 外國學生ニシテ本學學士試驗ニ合格シタル者ニハ本人ノ願ニ依リ學力ヲ檢定シ高等學校高等科卒業ト同等以上ト認メタルトキハ合格證書ヲ授與スルコトヲ得、但シ學力檢定ニ關スル試驗ハ之ヲ高等學校ニ委託スルコトアルヘシ

第四十四條 外國學生ニシテ高等學校高等科卒業程度ノ試驗ニ合格シタル者ハ普通學生トシテ入學ヲ許可ス

第四十五條 外國學生ニハ本學學生ニ關スル規程ヲ準用ス

第九章 專 攻 生

第四十六條 本學授業擔當者ノ指導ヲ受ケ特ニ専門學科ニ就キ研究セントスル者ハ專攻生トシテ入學ヲ許可ス

第四十七條 專攻生タラント欲スル者ハ願書ニ履歷書及卒業證書又ハ學士試驗合格證書寫ヲ添ヘ指導者ヲ經テ願出ツヘシ

第四十八條 專攻生タルコトヲ得ル者ハ左記ノ一ニ該當スルコトヲ要ス

一、大學令ニ依ル大學ニ於テ學士試驗ニ合格シタル者

一、醫學專門學校卒業者

一、授業擔當者ニ於テ適當ノ學力アリト認メタル者

第四十九條 專攻期間ハ二箇年以内トス但シ時宜ニ依リテハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十條 專攻生ニハ願ニ依リ證明書ヲ附與ス

第五十一條 專攻生タルコトヲ許可セラレタル者ハ入學料金五拾圓ヲ納付スヘシ

第五十二條 專攻生ハ研究料トシテ一箇年金貳百參拾圓ヲ前納スヘシ但シ既納ノ料金ハ之ヲ返付セ

附 則

第五十三條 本規則ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

本改正ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年三月附則

本改正ハ昭和二年三月七日ヨリ之ヲ施行ス

本改正ノ際現ニ在學ノ學生ニ對スル入學資格ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

昭和四年三月附則

本改正ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ實施ス本改正實施ノ際現ニ在學スル學生ノ授業料額ハ仍從前ノ規定ニ依ル

本改正實施ノ際現ニ在學スル專攻生ノ研究費ニ關シテハ仍從前ノ規定ニ依ル

昭和五年七月附則

本改正ハ昭和五年九月一日ヨリ之ヲ實施ス

昭和八年四月附則

本改正ハ昭和八年四月一日ヨリ之ヲ實施ス本改正實施ノ際現ニ在學スル學生ニ課スル學科目並一週授業時數ハ仍從前ノ規定ニ依ル

昭和九年三月附則

本改正ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

昭和九年十一月附則

本改正ハ昭和九年度以後ノ入學者ニ對シ之ヲ適用ス但シ本學規則第八條及第九條ニ依ル入學者ニ對シテハ當分ノ内斟酌ヲ加フルコトアルヘシ

昭和十二年十二月附則

本改正ハ昭和十二年十二月四日ヨリ之ヲ實施ス

昭和十九年四月附則

本規則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年三月三十一日以前ノ入學ニ係ル者ノ授業料及研究料ノ額ハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ月割徴收ノ要アル場合ノ月割額ハ授業料ニ在リテハ金拾圓、研究料ニ在リテハ金四圓五拾錢トス

昭和二十年四月附則

本改正ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十二年四月附則

本改正ハ昭和二十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○金澤醫科大學附屬藥學專門部規則

第一章 總 則

第一條 附屬藥學專門部ハ專門學校令ニ依リ皇國ノ道ニ則リテ藥學ニ關スル高等ノ教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ三年トス

第三條 本專門部ニ研究生ヲ置クコトアルベシ

第二章 授業

第四條 授業ハ教授及修練トス
修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第五條 學科目及其ノ授業時數左ノ如シ但シ特別ノ必要アルトキハ各學科目ノ全學年ヲ通スル總授業時數ヲ減少セザル範圍内ニ於テ學科目ノ各學年ニ於ケル授業時數ヲ變更シ又ハ授業時間外其ノ他ニ於テ臨時講義若ハ實驗實習ヲ課スルコトアルベシ

學科目	授業時數		
	第一學年	第二學年	第三學年
道義	三五	三五	三五
人文	七〇	七〇	

理數	一〇五		
體練	七〇	七〇	七〇
生藥及藥用植物	七〇	三五	三五
分析化學	一〇五	七〇	
無機化學及礦物	七〇		
有機化學	一〇五	一〇五	
厚生化學		七〇	一四〇
藥品製造工業		七〇	一四〇
理論化學		七〇	
藥局方及藥品試驗		三五	
調劑		七〇	
化學機械及製圖	七〇		三五
藥事法制			三五
藥効			一〇五
微生物			三五
國防化學			三五

電	解	化	學				三五
合	成	化	學				七〇
實	驗	實	習	四二〇	四二〇		四九〇
獨	逸	語		一〇五	一〇五		
解	剖			三五			
生	理				三五		
病	理						三五
計				一、二六〇	一、二六〇		一、二六〇

調劑學實習ハ本學附屬醫院ヲ以テ其ノ用ニ供ス

第三章 學年、學期

第六條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日 至八月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第八條 教授ヲ行ハザル日左ノ如シ

一 祭 日

一 祝 日

一 本學記念日 五月十一日

專門部長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八月中、十二月末、一月始、三月末其ノ他ニ於テ教授ヲ行ハザルコトアルベシ

第四章 入學、休學、退學等

第九條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年始ヨリ三十日以内トス

第十條 本專門部ニ入學ヲ許可スベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且本專門部所定ノ入學檢定ニ合格シタル者タルベシ

一 中學校及高等女學校卒業者

二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ノ指定ヲ受ケタル者

三 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者

第十一條 入學檢定ハ人物、學力及身體ニ付之ヲ行フ

學力檢定ハ試驗檢定及無試驗檢定トス

試驗ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十二條 無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ當該出身學校長ニ於テ特ニ成績優良ナル者トシテ推

薦シタル者タルコトヲ要ス

無試験檢定ニ依リ入學ヲ許可スベキ者ノ員數ハ募集人員ノ五分ノ一以内トス

第十三條 特別ノ事情アルトキニ限り第二學年以上ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ

第二學年以上ニ入學ヲ許可スベキ者ハ第十條所定ノ資格ヲ有シ且前學年ノ授業課程ニ付其ノ修了程度ニ依リ施行スル銓衡試験ニ合格シタル者タルベシ

第十四條 退學シタル者再入學ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原學年以下ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第十五條 入學志願者ハ本專門部所定ノ左ノ書類ニ入學檢定料金五拾圓ヲ添ヘ指定期間内ニ本專門部ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依ル入學志願者ニ付テハ第二號乃至第四號ノ書類ヲ省略セシムルコトヲ得

一 入學願書

二 出身學校教科及修練ノ成績證明書又ハ第十條第三號ノ檢定若ハ實業學校卒業程度檢定合格證明書

三 寫 眞

四 出身學校長推薦書(無試験檢定ヲ受クル者ニ限ル)

既納ノ入學檢定料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

第十六條 入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人ヲ定メ指定ノ期間内ニ戶籍抄本ニ入學料金貳拾五圓ヲ

添ヘ本專門部ニ提出スベシ

既納ノ入學料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

第一項ノ手續ヲナサザル者ニ對シテハ其ノ入學ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十七條 保證人ハ父兄又ハ後見人等ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スベキモノタルコトヲ要ス

第十八條 生徒入學ノ始ニハ本專門部所定ノ式ニ依リ宣誓スベシ

第十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ住所ヲ入學後一月以内ニ届出ヅベシ

第二十條 本人及保證人ノ身分上ノ異動又ハ住所ノ變更アリタルトキハ直ニ届出ヅベシ

第二十一條 生徒ノ服裝ハ本專門部所定ノ服制ニ依ルベシ

服制ハ別ニ之ヲ定ム

第二十二條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ缺席セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ヅベシ

疾病ノ爲缺席七日以上ニ亘ルトキハ前項ノ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

第二十三條 生徒ハ專門部長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ學校ニ入學ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ應ズルコトヲ得ズ

第二十四條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ三ヶ月以上修學スルコト能ハズト思料スル者ハ醫師ノ診斷書其ノ他事由ヲ證スル書面ヲ添ヘ保證人連署ノ上願出デ專門部長ノ許可ヲ得テ一年以内休學スルコトヲ得但シ特別ノ事情アル場合ニハ專門部長ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休學スルコトヲ得

第二十五條 專門部長ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休學ヲ命ズルコトアルベシ

第二十六條 (削除)

第二十七條 休學ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原學年以下ニ復學セシム

第二十八條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ願出デ專門部長ノ許可ヲ受クベシ

第二十九條 專門部長ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者ニハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

第五章 修了及卒業

第三十條 各學年ノ修了ハ當該學年ニ於ケル教授及修練ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第三十一條 前條ノ考查ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ合格セザル者ハ次學年ノ始ヨリ原學年ノ課程ヲ再修セシム

第三十二條 本專門部所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ左式ノ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書式

卒業證書	
都道府縣	何
某	年月日生
印學	金澤醫科大學附屬藥學專門部成規ノ學科ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス
年 月 日	官位勳學位爵 姓
名	印學長
番 號	

第三十三條 第三學年ノ成績考查ニ合格セザル者ニハ詮議ノ上其ノ卒業ヲ延期シ再考查ヲ受ケシムルコトアルベシ再考查ニ合格シタルトキハ卒業證書ヲ授與ス
第三十四條 卒業者ハ金澤醫科大學附屬藥學專門部藥學士ト稱スルコトヲ得
第三十五條 成績考查ニ關スル規程ハ專門部長別ニ之ヲ定ム

第六章 賞 罰

第三十六條 生徒ニシテ克ク其ノ本分ヲ全ウシ以テ學徒ノ範範ト爲スベキ者アルトキハ之ヲ表彰ス
 第三十七條 前條ニ該當スル者ハ詮議ノ上之ヲ特待生ト爲スコトアルベシ特待生ハ每學年之ヲ定ム
 特待生ニシテ其ノ資格ヲ失ヘリト認ムベキ行爲アリタルトキハ特待生タルコトヲ罷ム
 第三十八條 生徒ニシテ附屬藥學專門部規則、命令若ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル
 行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ輕重ニ從ヒ專門部長之ヲ懲戒ス
 懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、停學及退學トス

第七章 研 究 生

第三十九條 本專門部若ハ他ノ專門學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ藥學ニ關
 スル特殊事項ニ付更ニ研究セントスル者ハ詮議ノ上之ヲ研究生トシテ入學ヲ許可スルコトアルベ
 シ
 研究生ノ在學期間ハ二年以内トス
 第四十條 研究生ヲ志願スル者ハ其ノ履歷、研究事項及在學期間ヲ具シ專門部長ニ願出ヅベシ
 研究生ハ學年ノ中途ニ於テモ之ガ入學ヲ許可スルコトアルベシ
 第四十一條 研究生ハ本專門部内ニ於テ研究ニ從事スルモノトス但シ必要アル場合ハ期間ヲ限り部
 外ニ於テ研究ニ從事セシムルコトアルベシ

第四十二條 研究生ハ每學年ノ終リニ於テ研究シタル事項ニ付主任教官ヲ經テ部長ニ報告スルモノ
 トス

第四十三條 部長ハ研究ノ學科目ニ對シ證明書ヲ交付スルコトアルベシ

第四十四條 研究生ハ所定ノ服制ニ依ラザルコトヲ得

第四十五條 研究生ハ研究料トシテ年額金百九拾圓ヲ毎年四月納付スベシ

研究料ヲ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金拾六圓トス

既納ノ研究料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

第四十六條 第四十條第二項ノ規定ニ依リ學年ノ中途ニ於テ入學シタル者ニ對スル其ノ學年ノ研究
 料ハ當月分ヨリ月割ヲ以テ之ヲ納付スベシ

前項ニ依ル研究料ノ納付期限ハ入學許可ノ日ヨリ十日以内トス

第四十七條 研究生ニ關シテハ別段ノ規定ナキ限り附屬藥學專門部生徒ニ關スル規定ヲ準用ス

第八章 委 託 生

第四十八條 本專門部ハ官廳其ノ他ノ委囑アル場合ニハ詮議ノ上設備ノ許ス限り委託生ヲ置クコト
 アルベシ

第四十九條 委託生トシテ入學ヲ許可スベキモノハ第十條ノ資格ヲ有スル者タルベシ

第五十條 委託生ハ本專門部所定ノ服制ニ依ラザルコトヲ得

第九章 外國人生徒

第五十一條 外國人ニシテ入學セントスル者アルトキハ文部省直轄學校外國人特別入學規定ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトアルベシ

第五十二條 外國人生徒ニ關シテハ別段ノ規定ナキ限り附屬藥學專門部生徒又ハ研究生ニ關スル規定ヲ準用ス

第十章 授業料

第五十三條 授業料ハ年額金四百圓トス

第五十四條 授業料ハ左ノ二期ニ分チテ之ヲ納付スベシ

第一期 自四月 金貳百圓 納付期日 自四月二十四日 至同月三十日

第二期 自十月 金貳百圓 納付期日 自十月二十四日 至同月三十一日

授業料ヲ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金參拾參圓五拾錢トス

第五十五條 家庭ノ事情ニ依リ學費ノ支辨困難ナル者ニ對シテハ詮議ノ上授業料ヲ減免スルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル授業料ノ減免ハ其ノ事由ヲ缺クト認メラルルニ至リタルトキハ之ヲ止ム

第五十六條 休學者、特待生及第三十三條ノ規定ニ依リ卒業ヲ延期セラレタル者ニ對シテハ授業料

ヲ免除ス

第五十七條 前二條ノ規定ニ依ル授業料ノ減免ハ次期分ヨリ之ヲ爲スモノトス但シ授業料納付期限

前ニ減免ノ決定ヲ爲シタル場合ハ次月分ヨリ之ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ハ退學者ニ之ヲ準用ス

第五十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ當月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スベシ

一 第二十七條ノ規定ニ依リ復學シタル者

一 第三十七條第二項ノ規定ニ依リ特待生タルコトヲ罷メラレタル者

第五十五條第二項ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メラレタル者ハ次月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ

授業料ヲ納付スベシ

前二項ノ授業料ノ納付期日ハ其ノ都度之ヲ指定ス

第五十九條 既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

第六十條 本規則ハ大正十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第六十一條 元金澤醫學專門學校規則ハ之ヲ廢ス

昭和四年三月附則

本改正ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ實施ス但シ本改正實施ノ際現ニ在學スル生徒ノ授業料額ハ仍從

前ノ規定ニ依ル

昭和六年十月附則

本改正ハ昭和六年十月二十二日ヨリ之ヲ實施ス

昭和十年三月附則

本規程ハ昭和十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規程施行ノ際現ニ第二學年以上ニ在學スル生徒ニ課スベキ學科目及其ノ程度ニ關シテハ新舊規定ヲ斟酌シテ大學長之ヲ定ム

昭和十二年十二月附則

本改正ハ昭和十二年十二月四日ヨリ之ヲ實施ス

昭和十三年十月附則

本改正ハ昭和十三年十月三十一日ヨリ之ヲ實施ス

昭和十九年四月附則

本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十九年三月三十一日以前ノ入學ニ係ル生徒ノ授業料及研究料ノ額ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ授業料ニ在リテハ金七圓、研究料ニ在リテハ金四圓トス

昭和二十二年四月附則

本改正ハ昭和二十二年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

○金澤醫科大學附屬醫學專門部規則

第一章 總 則

第一條 附屬醫學專門部ハ專門學校令ニ依リ皇國ノ道ニ則リテ醫學ニ關スル高等ノ教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

第二條 修業年限ハ四年トス

第二章 授 業

第三條 授業ハ教授及修練トス

修練ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第四條 學科目及其ノ授業時數左ノ如シ但シ特別ノ必要アルトキハ各學科目ノ全學年ヲ通ズル總授業時數ヲ減少セザル範圍内ニ於テ學科目ノ各學年ニ於ケル授業時數ヲ變更シ又ハ授業時間外其ノ他ニ於テ臨時講義若ハ實驗實習ヲ課スルコトアルベシ

計	臨床及厚生醫學實習	醫事法制	法醫	國民體力	國民衛生	厚生醫學	耳鼻咽喉科	皮膚泌尿器科	精神科	小兒科	眼科	產婦人科	外科	內科	診療各科論	授業時數			
																第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
一一五五																			
					五五		三五			二〇			八五	八五					
			三〇																
					一〇〇		二五	八〇	五〇	三〇	六〇	一一〇	二二五	二六五					
	九八〇		一〇	六〇															
一一五五																			
一一二〇																			

學科別	學年	授業時數			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
道義		三五	三五	三五	三五
人文		七〇	七〇		
理數		一〇五			
外國語		一〇五			
體練		一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
基礎醫學					
解剖		二八〇			
生理		二八〇			
病理		一〇〇	一八〇		
藥理			八〇		
臨床醫學					
內科總論		四〇	二一〇		
外科總論		三五	一六五		

第三章 學年、學期等

第五條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第六條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日 至八月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第七條 教授ヲ行ハザル日左ノ如シ

一 祭 日

一 祝 日

一 本學記念日 五月十一日

専門部長ニ於テ必要ト認ムル場合ニハ日曜日並ニ七月末、八月中、十二月末、一月始、三月末其ノ他ニ於テ教授ヲ行ハザルコトアルベシ

第四章 入學、休學、退學等

第八條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第九條 本専門部ニ入學ヲ許可スベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ且本専門部所定ノ入學檢定ニ合格シタル者タルベシ

一 中學校卒業者

二 修業年限五年ノ中學校ノ第四學年修了者又ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ之ト同等以上ノ學力

アリト認メラレタル者

三 専門學校入學者檢定規程ニ依リ無試験檢定ノ指定ヲ受ケタル者

四 専門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

第十條 入學檢定ハ人物、學力及身體ニ付之ヲ行フ

學力檢定ハ試験檢定及無試験檢定トス

試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十一條 無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ハ當該出身學校長ニ於テ特ニ成績優良ナル者トシテ推

薦シタル者タルコトヲ要ス

無試験檢定ニ依リ入學ヲ許可スベキ者ノ員數ハ募集人員ノ五分ノ一以内トス

第十二條 特別ノ事情アルトキニ限り第二學年以上ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第二學年以上ニ入學ヲ許可スベキ者ハ高等學校高等科卒業者及大學豫科修了者ニシテ銓衡セラレタル者及第九條所定ノ資格ヲ有シ且前各學年ノ授業課程ニ付其ノ修了程度ニ依リ施行スル銓衡試験ニ合格シタル者タルベシ

第十三條 退學シタル者再入學ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原學年以下ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第十四條 入學志願者ハ本專門部所定ノ左ノ書類ニ入學檢定料金五拾圓ヲ添ヘ指定期間内ニ本專門部ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依ル入學志願者ニ付テハ第二號乃至第四號ノ書類ヲ省略セシムルコトヲ得

一 入學願書

二 出身學校教科及修練ノ成績證明書又ハ第九條第四號ノ檢定若ハ實業學校卒業程度檢定合格證明書

三 寫 眞

四 出身學校長推薦書（無試驗檢定ヲ受クル者ニ限ル）

既納ノ入學檢定料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

第十五條 入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人ヲ定メ指定ノ期間内ニ戶籍抄本ニ入學料金貳拾五圓ヲ添ヘ本專門部ニ提出スベシ

既納ノ入學料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

第一項ノ手續ヲナサザル者ニ對シテハ其ノ入學ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十六條 保證人ハ父兄又ハ後見人等ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ實ニ任スベキモノタルコトヲ要ス

第十七條 生徒入學ノ始ニハ本專門部所定ノ式ニ依リ宣誓スベシ

第十八條 入學ヲ許可セラレタル者ハ住所ヲ入學後一月以内ニ届出ツベシ

第十九條 本人及保證人ノ身分上ノ異動又ハ住所ノ變更アリタルトキハ直ニ届出ツベシ

第二十條 生徒ノ服裝ハ本專門部所定ノ服制ニ依ルベシ

服制ハ別ニ之ヲ定ム

第二十一條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ缺席セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ツベシ

疾病ノ爲缺席七日以上ニ亘ルトキハ前項ノ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スベシ

第二十二條 生徒ハ專門部長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ學校ニ入學ヲ志願シ又ハ各種ノ試驗ニ應ズルコトヲ得ズ

第二十三條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ三月以上修學スルコト能ハズト思料スル者ハ醫師ノ診斷書其ノ他事由ヲ證スル書面ヲ添ヘ保證人連署ノ上願出デ專門部長ノ許可ヲ得テ一年以内休學スルコトヲ得但シ特別ノ事情アル場合ニハ專門部長ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休學スルコトヲ得

第二十四條 專門部長ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休學ヲ命スルコトアルベシ

第二十五條（削除）

第二十六條 休學ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原學年以下ニ復學セシム

第二十七條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ願出テ專門部長ノ許可ヲ受クベシ

第二十八條 專門部長ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ成業ノ見込ナシト認メタル者ニハ退學ヲ命ズルコトアルベシ

第五章 修了及卒業

第二十九條 各學年ノ修了ハ當該學年ニ於ケル教授及修練ノ成績ヲ考查シテ之ヲ定ム

第三十條 前條ノ考查ニ合格シタル者ハ之ヲ進級セシメ合格セザル者ハ次學年ノ始ヨリ原學年ノ課程ヲ再修セシム

第三十一條 本專門部所定ノ全課程ヲ修了シタル者ニハ左式ノ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書

都道府縣

何

某

年月日生

大學
印

學長
印

金澤醫科大學附屬醫學專門部成規ノ學科ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

官位勳學位爵 姓

名

第 號

第三十二條 第四學年ノ成績考查ニ合格セザル者ニハ詮議ノ上其ノ卒業ヲ延期シ再考查ヲ受ケシムルコトアルベシ再考查ニ合格シタルトキハ卒業證書ヲ授與ス

第三十三條 卒業者ハ金澤醫科大學附屬醫學專門部醫學士ト稱スルコトヲ得

第三十四條 成績考查ニ關スル規程ハ專門部長別ニ之ヲ定ム

第六章 賞 罰

第三十五條 生徒ニシテ克ク其ノ本分ヲ全ウシ以テ學徒ノ範鑑ト爲スベキ者アルトキハ之ヲ表彰ス

第三十六條 前條ニ該當スル者ハ詮議ノ上之ヲ特待生ト爲スコトアルベシ特待生ハ每學年之ヲ定ム特待生ニシテ其ノ資格ヲ失ヘリト認ムベキ行爲アリタルトキハ特待生タルコトヲ罷ム

第三十七條 生徒ニシテ附屬醫學專門部規則、命令若ハ訓育ノ趣旨ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル

行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ輕重ニ從ヒ專門部長之ヲ懲戒ス
懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、停學及退學トス

第七章 委託生

第三十八條 本專門部ハ官廳其ノ他ノ委囑アル場合ニハ詮議ノ上設備ノ許ス限リ委託生ヲ置クコトアルベシ

第三十九條 委託生トシテ入學ヲ許可スベキモノハ第九條ノ資格ヲ有スル者タルベシ

第四十條 委託生ハ本專門部所定ノ服制ニ依ラザルコトヲ得

第八章 外國人生徒

第四十一條 外國人ニシテ入學セントスル者アルトキハ文部省直轄學校外國人特別入學規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトアルベシ

第四十二條 外國人生徒ニ關シテハ別段ノ規程ナキ限リ附屬醫學專門部生徒ニ關スル規定ヲ準用ス

第九章 授業料

第四十三條 授業料ハ年額金四百圓トス

第四十四條 授業料ハ左ノ二期ニ分チテ之ヲ納付スベシ

第一期 自四月 至九月 金貳百圓 納付期日 自四月二十四日 至同月三十一日

第二期 自十月 至三月 金貳百圓 納付期日 自七月二十四日 至同月三十一日

授業料ヲ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金參拾參圓五拾錢トス

第四十五條 家庭ノ事情ニ依リ學費ノ支辨困難ナル者ニ對シテハ詮議ノ上授業料ヲ減免スルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依ル授業料ノ減免ハ其ノ事由ヲ缺クト認メラルルニ至リタルトキハ之ヲ止ム

第四十六條 休學者、特待生及第三十二條ノ規定ニ依リ卒業ヲ延期セラレタル者ニ對シテハ授業料ヲ免除ス

第四十七條 前二條ノ規定ニ依ル授業料ノ減免ハ次期分ヨリ之ヲ爲スモノトス但シ授業料納付期限前ニ減免ノ決定ヲ爲シタル場合ハ次月分ヨリ之ヲ爲スモノトス

前項ノ規定ハ退學者ニ之ヲ準用ス

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ當月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スベシ

- 一 第二十六條ノ規定ニ依リ復學シタル者
- 一 第三十六條第二項ノ規定ニ依リ特待生タルコトヲ罷メラレタル者

第四十五條第二項ノ規定ニ依リ授業料ノ減免ヲ止メラレタル者ハ次月分ヨリ月割ヲ以テ其ノ期ノ授業料ヲ納付スベシ

前二項ノ授業料ノ納付期日ハ其ノ都度之ヲ指定ス
第四十九條 既納ノ授業料ハ如何ナル事由アルモ之ヲ還付セズ

附 則

本規則ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ實施ス
昭和十九年四月附則
本則ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ適用ス
昭和十九年三月三十一日以前ノ入學ニ係ル生徒ノ授業料ノ額ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ月割ヲ以テ納付スル場合ニハ其ノ月割額ハ金七圓トス
昭和二十二年四月附則
本改正ハ昭和二十二年四月一日より之を施行する

○金澤醫科大學研究科規程

第一條 本學學士試驗合格者ニシテ研究科ニ入ラント欲スル者ハ其ノ研究事項ヲ具シ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス
第二條 大學令ニ依ル他ノ大學ニ於テ醫學ヲ修メ學士試驗ニ合格シタル者ニシテ研究科ニ入ラント欲スルトキハ畢業履歷書ヲ添ヘ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ之ヲ許可ス但シ時宜ニ

依リテハ其ノ學力ヲ檢定スルコトアルヘシ
檢定ヲ受クル者ハ入學檢定料金貳百五十圓ヲ前納スヘシ既納ノ料金ハ如何ナル事由アルモ之ヲ返付セズ
第三條 研究科學生ノ指導ハ學生ノ希望ヲ斟酌シ教授會ノ議ヲ經テ學長ノ選定シタル教官之ヲ擔當ス
第四條 研究科學生ノ在學期間ハ二箇年トス
研究ノ必要ニ依リ引續キ在學セント欲スル者ハ當該教官ヲ經テ學長ニ願出ツヘシ學長ハ教授會ノ議ヲ經テ一箇年毎ニ之ヲ許可ス
第五條 研究科學生在學中ハ學長ノ許可ヲ得ルニアラサレハ他ノ業務ニ從事スルコトヲ得ス
第六條 研究科學生ハ指導教官及擔當教官ノ承諾ヲ得テ本學ノ講義實習及實驗等ニ出席スルコトヲ得
第七條 研究科學生ハ研究料トシテ一箇年毎ニ金參百貳拾圓ヲ前納スヘシ
既納ノ料金ハ之ヲ返付セズ
第八條 研究科學生ハ在學滿期ニ至ル時ハ其ノ研究成績ヲ指導教官ヲ經テ學長ニ報告スヘシ
第九條 研究科學生ニシテ學位ヲ得ント欲スル者ハ在學二年以上ヲ經タル後其ノ研究事項ニ就キ論文ヲ學長ニ提出スヘシ

學位ヲ請求セサルモ相當ノ研究ヲ爲シタリト認ムル者ニハ學長ハ證明書ヲ附與スルコトアルヘシ
第十條 研究科學生ニシテ教授會ニ於テ研究ノ實ナシト認メラレタルトキハ學長ハ之ニ退學ヲ命ス
第十一條 研究科學生ハ本規程ノ外總テ本學ノ學則ニ從フモノトス
第十二條 研究科學生中學力優秀志操堅實ナル者ハ特選給費學生ト爲シ學資ヲ給與スルコトアルヘシ

特選給費學生ハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ命ス

第十三條 特選給費學生ノ學資ハ一人月額五百圓以內トシ二年間之ヲ給ス
但シ必要アルトキハ教授會ノ議ヲ經テ更ニ期限ヲ定メテ之ヲ繼續スルコトヲ得

特選給費學生ニハ研究料ヲ徵收セス

第十四條 特選給費學生ニシテ其ノ資格ニ缺クル者アルトキハ教授會ノ議ヲ經テ學長之ヲ免ス

附 則

本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年三月附則

本改正ハ昭和二年三月七日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年三月附則

本改正ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

昭和十九年四月附則

本規程ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十九年三月三十一日以前ノ入學ニ係ル者ノ研究料ハ仍從前ノ額ニ依ル但シ月割徵收ノ要アル場
合ニ於テハ其ノ月割額ハ金六圓トス

昭和二十二年四月附則

本改正は昭和二十二年四月一日より之を施行する

○金澤醫科大學副手規程

第一條 金澤醫科大學ニ副手ヲ置ク無給トス但シ時宜ニ依リテハ有給ト爲スコトアルヘシ

第二條 副手ハ學士若ハ醫學專門學校卒業生ニ限リ學長之ヲ囑託ス

第三條 副手ハ教授及助教授ノ指揮ヲ承ケ學術又ハ診療ニ關スル職務ニ服ス

附 則

第四條 本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○金澤醫科大學獎學資金規程

(大正十二年四月一日ヨリ施行)

第一條 本學學生、生徒及本學ニ於テ研究ニ從事スル者ニ對シテ獎學ノ爲ニ資金ヲ寄附セントスル

者アルトキハ之ヲ許容スルコトアルハシ獎學資金ニハ寄附者ノ名義ヲ附スルコトヲ得

第二條 寄附者ハ其ノ資金ニ對シ一定ノ條件ヲ附スルコトヲ得

第三條 寄附者ニ於テ一定ノ指定ヲ爲ササルトキハ教授會ニ諮リ又ハ附屬藥學專門部長ノ意見ヲ徵シテ學長之カ支辨ノ途ヲ定ム

第四條 貸費及給費等ニ關スル細目ハ別ニ之ヲ定ム

昭和十一年九月附則

本改正ハ昭和十一年九月二日ヨリ之ヲ實施ス

○金澤醫科大學附屬圖書館規程

第一條 附屬圖書館(以下圖書館ト稱ス)ニ於テ管理スル圖書ヲ分チ左ノ二種トス

一、圖書館備付ノ圖書

二、各部局備付ノ圖書

第二條 各部局備付ノ圖書ハ當該部局ニ於テ之カ監守ノ責ニ任スヘシ

附屬圖書館長(以下館長ト稱ス)ハ管理上必要ト認ムルトキハ前項ノ圖書ヲ調査シ又ハ一時之カ返納ヲ求ムルコトヲ得

第三條 圖書ノ出納ハ大學長ノ指定シタル者ノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 圖書館内ニ圖書閱覽室(以下閱覽室ト稱ス)ヲ設ク

閱覽室開閉ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 本學職員並學生生徒ハ別ニ定ムル所ノ規定ニ從ヒテ圖書ヲ閱覽又ハ借受帶出スルコトヲ得

第六條 前條以外ノ篤志研究者ニシテ圖書館備付ノ圖書ヲ閱覽又ハ借受帶出スルコトヲ請フトキハ館長ニ於テ詮議ノ上之ヲ許可スルコトヲ得

第七條 閱覽者又ハ借受帶出者ニシテ其ノ圖書ヲ紛失又ハ汚損シタルトキハ本學ノ命スル所ニ從ヒ之ヲ辨償スヘシ

第八條 圖書館ニ圖書ヲ委託セムトスル者アルトキハ其ノ需ニ應スルコトアルヘシ

委託圖書ニ關スル運送料等ハ委託者ノ負擔トス但シ場合ニヨリテハ本學ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

第九條 委託圖書ニシテ火災盜難其ノ他避クヘカラサル災禍ニ因リ損失ヲ來スコトアルモ本學ハ其ノ責ニ任セス

第十條 圖書ノ寄附ハ寄附申込ト現品ノ到着トニ依リテ之ヲ收納ス

寄附圖書ニ關スル運送料等ハ寄附者ノ負擔トス但シ多數ノ圖書ヲ一時ニ寄附シタル場合ハ特ニ本學ニ於テ負擔スルコトアルヘシ

第十一條 本則施行ニ關スル細則ハ大學長之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和五年十月二十一日ヨリ之ヲ實施ス
從前ノ金澤醫科大學圖書室規程ハ之ヲ廢止ス

○金澤醫科大學醫學講習會規程

(大正十四年八月二十五日ヨリ施行)

- 第一條 醫學講習會ハ醫師ニ醫學上ノ智識ヲ補給スルヲ以テ目的トス
- 第二條 講習期間ハ四週間以内トシ毎年一回之ヲ開催ス但シ都合ニ依リ開催セサルコトアルヘシ
- 第三條 講習科目、講師氏名及講習期間ハ開會ノ都度之ヲ公告ス
- 第四條 講習員ハ醫師免許證ヲ有スル者ニ限ル
- 第五條 講習員ノ員數ハ一科四十名以下トス但シ時宜ニ依リ其ノ員數ヲ増減スルコトアルヘシ
- 第六條 講習員ニハ講習料トシテ一科目ニ付金拾五圓ヲ前納セシム但シ二科目以上ヲ講習スル者ニハ一科目ヲ増ス毎ニ金五圓ヲ増徴ス
- 前項ノ講習料ノ額ハ時宜ニ依リ増減スルコトアルヘシ
- 既納ノ講習料ハ開催セサル場合ノ外之ヲ還付セス
- 第七條 講習ニ要スル特別ノ費用ハ講習員ヲシテ負擔セシムルコトアルヘシ
- 第八條 講習終了者ニハ左記様式ノ證明書ヲ授與ス

證 明 書

大學印

氏

名

右者本學第一回醫學講習會ニ於テ左記ノ科目ヲ講習シタルコトヲ證明ス

一 科 (科目)
一 同

年 月 日

金澤醫科大學長學位 氏

名 圖

番 號

昭和九年三月附則

本改正ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

○金澤醫科大學附屬醫院規程

- 第一條 附屬醫院ハ醫學ノ教授及研究ノ目的ヲ以テ患者ノ診療ヲ爲ス所トス
- 第二條 患者ヲ分チテ入院患者及外來患者ノ二種トス

○金澤醫科大學附屬醫院規程

第三條 入院患者ハ官費及私費トス但シ私費ヲ以テ治療ヲ受ケント欲スル者モ其ノ病症ニ依リテハ之ヲ許可セサルコトアルヘシ

第四條 外來患者ハ官費及私費トス但シ官費患者ノ種類及員數ハ時宜ニ依リ之ヲ定ム

第五條 本規程施行ニ關スル細目ハ學長之ヲ定ム

附 則

第六條 本規程ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○金澤醫科大學附屬醫院諸料金規程

第一條 附屬醫院に於ける諸料金を次のやうに定める

- 一 診察料 金拾圓 三ヶ月間有効
- 二 入院料 (食費を含まない普通薬を含む)
 - 特等 一日 金八拾圓
 - 一等 甲 一日 金六拾圓
 - 一等 乙 一日 金五拾圓
 - 二等 甲 一日 金四拾圓

二等 乙	一日	金參拾圓
三等	一日	金貳拾圓
三 藥 治 料		
普通藥		
内服藥	一劑一日分	金參圓
頓服藥	一回分	金貳圓
外用藥	一劑	金參圓
特殊藥 時 價		
四 治 療 料		
手術料		
大	一回	金五百圓以上
中	一回	金貳百圓以上
小	一回	金參拾圓以上
處置料	一回	金參圓以上
理學的治療料		

- 一回 金五圓以上
- 注射料 一回 金五圓以上
- レントゲン診断料 一回 金拾五圓以上
- 六 検査料 一回 金貳圓以上内(但し特殊材料費を含まない)
- 七 諸手數料 一通 金拾五圓
- 處方箋料 一通 金拾五圓以上
- 眼鏡處方箋料 一通 金拾圓(二通まで無料)
- 死亡診断書料 一通 金五圓以上
- 診断書料 一通 金貳拾圓以上(生命保険死亡診断書料を含む)
- 特殊診断書料 一通 金五圓以上
- 屍體檢案書料 一通 金五圓
- 諸證明書料 一通 金五圓
- 八 容器代 一時價

九 寢具賃料

一枚 一夜 金壹圓以上壹圓五拾錢以内

十 附添看護料

一日 金壹圓以上五圓以内

十一 賄料 時價

十二 洗濯料 一件 金五拾錢以上

第二條 入退院當日の入院料は時間に拘らず一日分の入院料を徴收し轉室當日の入院料は轉入室料金を徴收する

第三條 諸料金はすべて前納とする

但し入院料その他別に規定を設けたものは後納させることができる

第四條 本規定に定むる以外の料金を徴收する必要があるとき及一般私費患者、本學職員並學生生徒その他に對し前各條に定むる料金を減免するの必要あるときは醫院長は學長の承認を経てその額を定むることができる

第五條 既納の料金は如何なる事情あるも還付しない

第六條 この規程施行に必要な細則は別にこれを定める

附 則

この規程は昭和二十二年七月二十一日より之を施行する

○金澤醫科大學附屬醫院検査部規程

第一條 金澤醫科大學附屬醫院ニ検査部ヲ置ク

第二條 検査部ハ醫師其ノ他公衆ノ依頼ニ應シ第五條ニ掲クル検査ニ従事ス但シ醫師以外ノ者ノ依頼ニ應スルニハ其ノ検査事項ニ付既ニ主治醫師アリ且其ノ紹介ニ依ル場合ニ限ル尤モ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三條 検査部ニ左ノ職員ヲ置ク

- 部長
- 顧問 若干名
- 検査員 若干名
- 雇 若干名

第四條 前條ノ部長顧問及検査員ハ金澤醫科大學職員中ヨリ大學長之ヲ委嘱ス部長ハ検査部ニ於ケル事務ヲ統理ス

顧問ハ検査ニ關スル指導監督ヲ掌ル

検査員ハ上司ノ命ヲ承ケ検査ニ従事ス雇ハ上司ノ命ヲ承ケ部内一般ノ事務ヲ掌ル

第五條 検査事項及検査料ハ左ノ通トス

- 一、喀痰検査 一回 金壹圓以上五圓以内
- 二、咽頭扁桃腺ノ苔検査 一回 金壹圓
- 三、胃液検査 一回 金壹圓五拾錢
- 四、糞便検査 一回 金壹圓
- 五、尿検査 一回 金壹圓以上五圓以内
- 六、血液検査 一回 金壹圓以上壹圓五拾錢以内
- 七、血清検査 一回 金壹圓
- 八、腰椎穿刺液検査 一回 金壹圓
- 九、切除材料及剖見材料検査 一回 金貳圓以上五圓以内
- 十、乳汁検査 一回 金壹圓以上五圓以内
- 十一、水質検査 一回 金五圓
- 十二、指紋並手掌紋検査 一回 金壹圓

第六條 既納ノ料金及検査材料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セズ

第七條 大學長ハ本規程施行ニ必要ナル細目ヲ設クルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和四年十一月三十日ヨリ之ヲ施行ス

○金澤醫科大學附屬醫院厚生女學部學則

第一章 總 則

第一條 金澤醫科大學附屬醫院厚生女學部ハ醫術補助員ニ須要ナル學術技能ヲ習得セシメ且女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本女學部ノ修業年限ハ三年トス

第三條 本女學部ノ生徒定員ハ各學年一〇〇名トス

第二章 學年、學期及休日

第四條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

學年ハ之ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 自四月一日 至八月三十一日

第二學期 自九月一日 至十二月三十一日

第三學期 自一月一日 至三月三十一日

第五條 教授ヲ行ハザル日左ノ如シ

一 祝日及祭日

二 皇后陛下御誕辰日

前項各號ノ外主事ニ於テ必要ト認ムル場合日曜日並學期ノ始期及終期等ニ於テ教授ヲ行ハザルコトアルベシ

第三章 教科課程並ニ每週教授時數

第六條 教科課程並ニ每週教授時數ハ左表ノ如シ

學 科 目	學 年 及 學 期		
	第一學年	第二學年	第三學年
普 通 學 科	第一學期 二四 第二學期 二四 第三學期 二四	第一學期 二六 第二學期 二六 第三學期 二六	第一學期 二六 第二學期 二六 第三學期 二六
國 民 科	二四	二四	二四
理 數 科	二二	二二	二二
家 政 科	三三	三三	三三
公 國 史 地 學 科	二四	二四	二四
民 語 史 理 學 科	二四	二四	二四
家 政 科	三三	三三	三三
保 育 家 科	三三	三三	三三
兒 童 政 治 學 科	三三	三三	三三
健 康 學 科	三三	三三	三三

○金澤醫科大學附屬醫院厚生女學部學則

外科病者看護法	内科病者看護法	一般看護法(治療介補)	救急措置	消毒法	食餌法	藥物及調劑學	傳染病學(寄生蟲學ヲ含ム)	衛生學(細菌學ヲ含ム)	一般看護法	解剖生理及病理學	專門學科	外國語	藝術科 工圖書音 作畫道樂	體操科
								三	三	三	二	二	二	二
		二	二						二	三	二	二	二	二
				二			二			一	二	二	二	二
	一			二							一〇	三	二	二
二	一										一〇	三	二	二
											一〇	三	二	二
						一	一			一	一〇	三	二	二
											一〇	三	二	二
											一〇	三	二	二

1311

醫學	器械取扱法	小兒科病者看護法及育兒法	皮膚科病者看護法	泌尿器科病者看護法	耳鼻咽喉科病者看護法	產科婦人科病者看護法及産婦看護法	精神病者看護法	眼科病者看護法	齒科病者看護法	X線	衛生法規	社會保險	修練及實習	合計
														三六
														三六
														三六
	二													三六
	一													三六
		二												三六
														三六
						一	二	一	一					三六
														三六
								一	一					三六
														三六
														三六
														三六

備考 一、藝術科其ノ他必要ナル教科及科目ハ課程外トシテ之ヲ課スルコトアルベシ
二、課程外ニ於テ實習ヲ課スルコトアルベシ

○金澤醫科大學附屬醫院厚生女學部學則

1313

第四章 成績考查、課程修了及卒業

第七條 生徒ノ學業成績ハ學期試驗、學年試驗、及卒業試驗ニ分チ之ヲ考查ス

第八條 學業成績ノ考查ハ教科、修練及實習並ニ平素ノ勤怠等ニ付之ヲ行フ

第九條 第一學年ニ於テ所定ノ教科課程ヲ履修シタル者ハ之ヲ進級セシム

第十條 本女學部所定ノ全學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス

第五章 入學、休學、退學、褒賞及懲戒

第十一條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス但シ缺員アル場合ニ限り第二學期ノ始ニ於テ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第十二條 第一學年ニ入學ヲ志願シ得ル者ハ國民學校高等科修了者若ハ高等女學校第二學年ノ課程ヲ修了シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メラレタル者ニシテ左ノ各號ノ資格ヲ有スル者トス

一、身體強健ナルコト

二、品行方正ナルコト

三、年齡滿十四年以上二十五年未滿ナルコト

四、配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト

第十三條 入學志願者ニ對シテハ國民學校高等科修了程度ニ依ル學力考查、人物考查並ニ身體検査ヲ行ヒ且出身學校長ノ内申書ヲ較量シ其ノ許否ヲ決ス

第十四條 特別ノ事情アルトキニ限り第二學年ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第二學年ニ入學ヲ許可スベキ者ハ第十二條所定ノ資格ヲ有シ且前學年ノ課程ヲ修了シタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者ニシテ當該學年ノ程度ニ於テ行フ檢定ニ合格シタル者トス

第十五條 退學シタル者退學シタルトキヨリ一年以内ニ再入學ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原學年以下ニ入學ヲ許可スルコトアルベシ

第十六條 入學志願者ハ入學願書ニ履歷書並國民學校長ノ内申書ヲ添へ出身學校經由ノ上主事ニ差出スベシ

第十七條 入學ヲ許可セラレタル者ハ保證人ヲ定メ指定ノ期間内ニ本女學部所定ノ誓書ニ戶籍抄本ヲ添へ主事ニ差出スベシ

前項ノ期間内ニ手續ヲナサザル者ニ對シテハ其ノ入學許可ヲ取消スコトアルベシ

第十八條 保證人ハ父兄又ハ後見人ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ付其ノ責ニ任スベキモノタルコトヲ要ス

第十九條 入學ヲ許可セラレタル者ハ住所ヲ入學後一月以内ニ届出ヅベシ

第二十條 本人及保證人ノ身分上ノ異動又ハ住所ノ變更アリタルトキハ直ニ届出ヅベシ

第二十一條 生徒疾病其ノ他已ムラ得ザル事由ニ因リ缺席セントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ヅ

疾病ノ爲缺席七日以上ニ亙ルトキハ前項ノ届書ニ醫師ノ診斷書ヲ添付スベシ
第二十二條 生徒ハ主事ノ許可ヲ受タルニ非ザレハ他ノ學校ニ入學ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ應ズルコトヲ得ズ

第二十三條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ三月以上修學スルコト能ハザル者ハ醫師ノ診斷書又ハ其ノ事由ヲ證スル書面ヲ添へ保證人連署ノ上願出デ主事ノ許可ヲ得テ一年以内休學スルコトヲ得但シ其ノ事情尙繼續スル場合ニ限り主事ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休學スルコトヲ得

第二十四條 主事ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休學ヲ命ズルコトアルベシ
第二十五條 休學ノ事由止ミタルトキハ證據ノ上原學年以下ニ復學セシム

第二十六條 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ退學セントスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人連署ヲ以テ願出デ主事ノ許可ヲ受クベシ

第二十七條 主事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ學長ノ許可ヲ得テ退學ヲ命ズルコトアルベシ

- 一、 性行不良ニシテ改善ヲ見込ナシト認メタル者
- 二、 疾病又ハ學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
- 三、 引續キ一箇年以上缺席シタル者
- 四、 正當ノ事由ナクシテ引續キ一箇月以上缺席シタル者及出席常ナラザル者

第二十八條 操行學業共ニ優秀ナル者其ノ他特殊ノ善行アリテ他ノ模範トナルベキ者ハ主事ニ於テ之ヲ褒賞スルコトアルベシ

第二十九條 生徒ニシテ本女學部諸規則、命令若ハ訓育趣旨ニ違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行爲アリタルトキハ其ノ輕重ニ從ヒ主事之ヲ懲戒ス
懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、謹慎及停學トス

第三十條 生徒ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ在學中支給シタル學資ノ償還ヲ命ズ但シ情狀ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルベシ

- 一、 中途退學ヲ爲シタル者
- 二、 退學ヲ命ゼラレタル者
- 三、 卒業後義務期間中指定シタル職務ニ從事セザル者若ハ免職セラレタル者

第六章 授業料、入學料、學資及義務
第三十一條 授業料及入學料ハ之ヲ徵收セズ

第三十二條 生徒ニハ學資トシテ月額金百圓以内ヲ給與ス但シ支給當初ノ月ハ支拂期日決定ノ日ヨリ又退學及卒業ノ月ハ退學、卒業ノ日マデ日割ヲ以テ支給ス

缺席引續キ三月以上ニ亙リ又プトキハ其ノ期間中學資ノ給與ヲ停止スルコトアルベシ
第三十三條 學資ハ當月分ヲ翌月十日マデニ之ヲ支給ス

第三十四條 生徒ハ卒業ノ日ヨリ工箇年間金澤醫科大學附屬醫院ニ勤務スル義務アルモノトス

第七章 寄宿舎

第三十五條 生徒ハ寄宿舎ニ收容セシムルニ付、寄宿舎ニ關スル規定ハ主事別ニ之ヲ定ム。但シ希望者ニ對シテハ主事ニ於テ通學ヲ許スコトアルベシ

第八章 制服、生徒心得

第三十六條 生徒ノ制服及生徒心得ハ主事ノ定ムルトコロニ依ル

附則

本則ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年四月入學ノ生徒ハ本學附屬醫院厚生女學部ニ編入セシム

昭和二十二年四月附則

コノ改正ハ昭和二十二年四月一日カラ之ヲ施行ス

○金澤醫科大學附屬醫院助産婦養成所規則

第一章 總則

第一條 金澤醫科大學附屬醫院ニ助産婦養成所ヲ置ク

第二條 助産婦養成所ハ助産ニ必要ナル學術ヲ授ケ且ツ實地練習ヲ爲サシムルヲ以テ目的トス

第三條 修業年限ハ二年トシ第一學年ニ於テハ主トシテ學科ヲ授ケ第二學年ニ於テハ主トシテ實習ヲ課ス

第四條 生徒ヲ別チテ第一部、第二部ノ二種トシ第一部生ハ院外ヨリ第二部生ハ本院看護婦養成所卒業ノ本院看護婦ニシテ看護婦養成所規則第二十四條ノ服務義務ヲ有セサル者ノ中ヨリ之ヲ募集ス

第二章 學科

第五條 授業科自左ノ如シ

- 一、修身
- 一、解剖學大意
- 一、生理學大意
- 一、消毒法
- 一、一般看護法
- 一、正規妊娠、分娩、產褥及其ノ取扱法
- 一、異常妊娠、分娩、產褥及其ノ取扱法
- 一、初生兒取扱法及疾病看護法
- 一、婦人科疾病取扱法

○金澤醫科大學附屬醫院助産婦養成所規則

- 一、模型演習
- 二、實地演習及臨床實習

前項ノ外課外トシテ家事裁縫並妊産婦割烹ヲ教授スルコトアルヘシ

第三章 學年、學期及休業

第六條 學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第七條 學年ヲ分チテ左ノ三學期トス

第一學期 四月一日ヨリ八月三十一日マテ

第二學期 九月一日ヨリ十二月三十一日マテ

第三學期 一月一日ヨリ三月三十一日マテ

第八條 休業日左ノ如シ

日曜日、大祭祝日、地久節、本學記念日

春季休業 自四月七日

夏季休業 自八月三十一日

冬季休業 自十二月二十五日

至翌年一月七日

第四章 入學、在學及退學

第九條 生徒募集ノ期日並員數ハ其ノ都度之ヲ廣告ス

第十條 第一部入學志願者ハ左ノ各號ニ該當スル者ニ限ル

- 一、品行方正、身體健全ナル者
- 二、年齡十六年以上三十年以下ニシテ家事ニ係累ナキ者
- 三、高等小學校卒業、高等女學校第二學年修了若ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者
- 第十一條 入學志願者ニハ體格検査ヲ行ヒ高等小學校卒業程度ニ依リ入學試験ヲ施行シ合格シタル者ヲ入學セシム、入學試験ノ學科及方法ニツキテハ其ノ都度之ヲ定ム

第二部生ハ無試験トス

第十二條 前條所定ノ無試験入學ノ資格アル者募集豫定人員ヲ超過シタルトキハ看護學中ノ數科目

ニ就キ選抜試験ヲ行フ

第十三條 第一部入學志願者ハ願書(第一號式)ニ履歷書(第三號式) 戶籍謄本ヲ添へ出願スヘシ

第二部入學志願者ハ願書(第二號式)ヲ認メ所屬教室主任ヲ經テ出願スヘシ

第十四條 入學ヲ許可セラレタル者ハ誓約書(第一部生ニ在リテハ書式第四號)ヲ認メ差出スヘシ但シ

第一部生ニ在リテハ保證人ノ一人ハ金澤市若ハ同市附近ノ地ニ居住シ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ

男子戶主タルコトヲ要ス

第十五條 第一部生ハ通學トシ保證人ト同居スルヲ要ス但シ特別ノ事情アルトキハ宿所ノ變更ヲ許可スルコトアルヘシ

第十六條 第一部生ハ授業料トシテ毎月金壹圓ヲ納付スヘシ
既納ノ授業料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セズ

第十七條 病氣缺席中ト雖授業料ヲ減免セズ

第十八條 生徒ハ在學中附屬醫院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第十九條 生徒ニシテ成業ノ見込ナキ者又ハ不都合ノ行爲アリタル者ニハ退學ヲ命ス

第二十條 第一部生ハ自己ノ便宜ニ因リ退學スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ保證人連署ニテ出願スルトキハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第五章 試驗及卒業

第二十一條 試驗ハ每學期ノ終ニ於テ之ヲ施行ス

第二十二條 各學科目ノ學期成績ハ平素ノ成績ニ學期試驗ノ成績ヲ參案シテ之ヲ定ム

第二十三條 各學科目ノ學年成績ハ各學期ノ成績ヲ平均シテ之ヲ定ム

第二十四條 第二學年ニ於テハ實習ノ成績ヲ參案シテ卒業ヲ判定ス

第二十五條 各學科目ノ成績ハ百點ヲ以テ滿點トス

第二十六條 學年成績ニ於テ各學科目六十點以上ヲ及第トス但シ六十點以下ノ學科目アル場合ニ

テ教員會議ノ認定ニ依リ特ニ及第セシムルコトアルヘシ

第二十七條 所定ノ課程ヲ修了シ試驗ニ合格セル者ニハ卒業證書(第六號)ヲ授與ス

附 則

本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス(以下略ス)

書式第一號

入學願書

私儀助産婦養成所ニ第一部生トシテ入學志願ニ付別紙履歷書並戸籍謄本相添此段相願候也

本籍

現住所

戸主又ハ何誰何女姉妹

年 月 日

氏

名

前書之者品行方正ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ相違無之仍テ保證候也

本籍

族籍

職業

現住所

金澤醫科大學附屬醫院長何某殿

保證人 氏

名 ㊦

書式第二號

入學願書

私儀助産婦養成所ニ第二部生トシテ入學志願ニ付此段相願候也

年 月 日

氏

名 ㊦

金澤醫科大學附屬醫院長何某殿

書式第三號

履 歷 書

氏

名

年 月 日 生

學 業

一、何年何月何日何學校ニ入り何年何月何日卒業(卒業證書寫別紙ノ通)

一、何年何月何日何某ニ付何學修業等

業 務

一、何年何月何日何業ニ就キ月俸又ハ日給何程

一、何年何月何日何々ノ事故ヲ以テ依願免職等

賞 罰

一、何年何月何々ノ廉ヲ以テ授賞又ハ受罰等

右之通相違無之候也

年 月 日

右 氏

名 ㊦

書式第四號

誓 約 書

收 入
印 紙

某

儀

今般助産婦養成所ニ第一部生トシテ入學差許サレ候ニ就テハ御規則堅ク相守ルヘキハ勿論在
學中某一身上ニ係ル事件ハ保證人兩名ニ於テ一切引受ケ處理可仕茲ニ誓約候也

本 籍

現 住 所

族 籍 戶 主 又 ハ 何 某 何 女 姉 妹

年月日

本人氏

名

本籍

現住所

族籍

何業

保證人氏

名

年月日生

本籍

現住所

族籍

何業

保證人氏

名

年月日生

金澤醫科大學附屬醫院長何某殿

書式第五號

誓約書

收印入紙

某

儀

今般助産婦養成所ニ第二部生トシテ入學差許サレ候ニ就テハ御規則堅ク相守ルヘキハ勿論在
學中某一身上ニ係ル事件ハ保證人ニ於テ一切引受ケ處理可仕此段誓約候也

本籍

現住所

族籍

戶主又ハ何某何女姉妹

本人氏

名

年月日

本籍

現住所

族籍

何業

保證人氏

名

年月日生

金澤醫科大學附屬醫院長何某殿

書式第六號

○金澤醫科大學附屬醫院助産婦養成所規則

卒業證書

府縣族籍

氏

名

印

年月日生

金澤醫科大學附屬醫院助産婦養成所成規ノ課程ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年 月 日

官位勳學位爵 氏

名

醫院
長印

番 號

○職員

金澤醫科大學職員

大學長

文部教官

醫學博士醫學士 石坂伸吉 富山

庶務會計技術課長

文部事務官 三輪盛弋 東京

厚生課長

文部事務官
兼文部教官

醫學博士醫學士 渡邊四郎 秋田

附屬醫院長

大學教授 醫學博士醫學士 並木重郎 東京

附屬圖書館長

大學教授 醫學博士醫學士 岡本肇 石川

附屬藥學專門部長

附屬藥學專門部教授 藥學博士藥學士 鶴飼貞二 東京

附屬醫學專門部長

大學教授 醫學博士醫學士 石坂伸吉 富山

結核研究所長

大學教授 醫學博士醫學士 石坂伸吉 富山

文部事務官

水上勇次郎 石川

三宅次吉 石川

文部技官

木田俊夫 石川
 村田義親 石川
 中村末松 石川
 田中喜二郎 石川
 (兼) 川端脩 石川
 稻葉榮作 石川
 金野直明 石川
 (兼) 瀨尾良幸 石川
 長濱秀雄 石川
 平岡四郎 石川
 鈴木健吾 石川
 木下與三兵衛 石川
 小嶋木久雄 石川
 瀧本徳巳 石川
 野田慶吉 石川
 島田喜久治 石川

名譽教授
文部教官

教授

藥物學 (兼)
 解剖學
 生理學
 小兒科學
 細菌學
 產科學、婦人科學
 外科學
 內科學
 衛生學
 醫化學
 耳鼻咽喉科學

大學長 醫學博士 醫學士 石坂伸吉 富山
 醫學博士 佐口榮岐阜
 醫學博士 醫學士 上野一晴 熊本
 醫學博士 醫學士 泉仙助 茨城
 醫學博士 醫學士 谷友次 富山
 醫學博士 醫學士 笠森周護 石川
 醫學博士 醫學士 熊笹御堂進 大分
 醫學博士 醫學士 谷野富有夫 岡山
 醫學博士 醫學士 大谷佐重郎 奈良
 醫學博士 岩崎憲 福島
 醫學博士 醫學士 松田龍一 愛知

醫學博士 松田憲司 石川
 津川松尾 石川
 醫學博士 土肥章司 東京

皮膚科學、泌尿器科學	醫學博士 醫學士 並木重郎 東京
解剖學	醫學博士 石丸士郎 石川
病理學	醫學博士 醫學士 宮田榮 石川
結核研究所	醫學博士 醫學士 岡本肇 石川
法醫學	醫學博士 醫學士 井上剛 京都
內科	醫學博士 醫學士 日置陸奧夫 石川
外科	醫學博士 醫學士 久留勝 三重
病理學	醫學博士 醫學士 石川太刀雄丸 富山
理學的診療學	醫學博士 醫學士 平松博 石川
精神病學	醫學博士 醫學士 秋元波留夫 東京
眼科	醫學博士 醫學士 倉知與志 石川
助教授	
病理學 (兼)	醫學博士 醫學士 渡邊四郎 秋田
醫化學 (兼)	醫學博士 醫學士 早稻田正澄 石川
小兒科學 (兼)	醫學博士 醫學士 高橋久雄 石川
產科學、婦人科學 (兼)	醫學博士 醫學士 中郷常藏 廣島

藥物學	藥學博士 三浦孝次 石川
外科	醫學博士 醫學士 大幸英吉 石川
衛生學	醫學博士 醫學士 石崎有信 富山
耳鼻咽喉科學 (兼)	醫學博士 醫學士 石黑寬 福井
結核研究所	醫學博士 醫學士 鈴木茂一 富山
理學的診療學 (兼)	醫學博士 醫學士 西東利男 石川
內科	醫學博士 醫學士 中野保二 石川
精神病學 (兼)	醫學博士 醫學士 富永一 東京
生理學	醫學博士 醫學士 大井成之 石川
皮膚科學泌尿器科學	醫學博士 醫學士 福田武 富山
助 手	
醫化學	醫學博士 醫學士 齋藤實 秋田
藥物學	醫學博士 醫學士 伊藤亮 石川
衛生學	醫學博士 醫學士 野村亨一 富山
病理學	醫學博士 醫學士 松橋知也 愛知
衛生學	醫學博士 醫學士 三根晴雄 福岡

藥物學
解剖學
細菌學
病理學
結核研究所
結核研究所
病理解學
細菌學
病理解學
解剖學
生理學
生理學
耳鼻喉科學
精神病學
內科學

阪東芳雄 石川
神足富夫 兵庫
醫學士 餘谷喜兵衛 石川
醫學士 大原實 長野
醫學士 林榮一 北海道
醫學士 村上醇 山口
醫學士 高森正章 石川
醫學士 西田尙紀 石川
醫學士 梶川欽一郎 石川
醫學士 谷久松 富山
醫學士 宮本文雄 石川
醫學士 越山健三 石川
醫學士 中川定明
醫學士 武內博文 群馬
醫學士 西谷三四郎 德島
醫學士 河合清之 富山

皮膚科學、泌尿器科學
皮膚科學、泌尿器科學
皮膚科學、泌尿器科學
理學的診療科學
產科學、婦人科學
外科學
理學的診療科學
內科學
內科學
眼科學
產科學、婦人科學
內科學
耳鼻喉科學
外科學
外科學
內科學

醫學士 尾崎孝 兵庫
醫學士 並木重吉 東京
醫學士 原田澄 富山
醫學士 三山文一 石川
醫學士 後藤田博之 德島
醫學士 中島龍雄 石川
醫學士 小林敏雄 石川
醫學士 佐々木高伯 福島
醫學士 倉金丘一 石川
醫學士 多田秀一 石川
醫學士 滋野純一 富山
醫學士 沖盛正 廣島
醫學士 島正雄 富山
醫學士 水上哲次 石川
醫學士 森田太郎 石川
醫學士 小山誠五郎 新潟

外科學	醫學博士 平井基弘 富山
生理學	醫學士 池野實 石川
眼科學	山崎芳夫 石川
精神病學	醫學士 大路喜代司 大阪
大學講師	
醫事法制	醫學博士 醫學士 山崎 佐 東京
結核研究所	醫學博士 醫學士 園部昌俊 石川
病理學	醫學士 森川卓三 兵庫
理學的診療科學	醫學博士 醫學士 岡本十二郎 東京
病理解學	醫學博士 醫學士 池田邦武 石川
醫學化學	醫學博士 醫學士 關田潔 東京
內科學	醫學博士 醫學士 三邊義人 富山
醫事法制	醫學博士 醫學士 國重正敬 京都
解剖學	植木春三 北海道
結核研究所	越村三郎 石川
眼科學	醫學博士 醫學士 宇都宮好雄 石川

外科學

醫學博士 醫學士 高瀬武平 石川

附屬醫院職員

醫院長 大學教授 醫學博士 醫學士 並木重郎 東京
 藥局長 文部技官 藥學博士 藥學士 平本實 東京

檢査部部长 附屬醫院厚生女學部主事
 助産婦養成所主事

附屬醫院長 並木重郎 東京
 大學教授 笠森周護 石川

文部技官

德山義德 石川
 金子亨 富山
 出島繁雄 石川
 越田守雄 石川
 青木治郎 石川

藥局方、藥事法令、英語

田邊良久 石川

講師

數學、物理學

第四高等學校教授 理學士 古谷健太郎 福井

獨逸語

第四高等學校教授 文學士 吉田六郎 栃木

病理學

大學助教授 醫學博士 醫學士 渡邊四郎 秋田

生理學

大學教授 醫學博士 醫學士 上野一晴 熊本

解剖學

大學教授 醫學博士 石丸士郎 石川

藥理學、獨逸語

大學助教授 藥學博士 三浦孝次 石川

英語

金澤工業專門學校教授 文學士 大土井源 岡山

公民

金澤女子專門學園講師 經濟學士 森直弘 富山

生理學

大學助教授 醫學士 大井成之 石川

體操

文部事務官 稻葉榮作 石川

講義囑託

調劑學

文部技官 德山義德 石川

調劑學

文部技官 金子亨 富山

附屬醫學專門部職員

部長

大學教授 醫學博士 醫學士 石坂伸吉 富山

文部教官

醫學

醫學博士 醫學士 早稻田正澄 石川

內科

醫學博士 醫學士 柿下正道 石川

產科學、婦人科學

醫學博士 醫學士 中郷常藏 廣島

小兒科學

醫學博士 醫學士 高橋久雄 石川

外科

醫學博士 醫學士 大幸英吉 石川

衛生學

醫學博士 醫學士 石崎有信 富山

耳鼻咽喉科學

醫學士 石黑寬 福井

病理學

醫學博士 醫學士 池田邦武 石川

理學的診療科學

醫學博士 醫學士 西東利男 石川

精神病學

醫學士 富永一 東京

外科

醫學博士 醫學士 門馬良吉 福島

職員 金澤醫科大學附屬醫學專門部職員

眼科	醫學士 柄田 晃 石川
外科	醫學士 扇谷利二 富山
內科	醫學士 齋藤秋良
生理學	山田英明 長野
解剖學	大學教授 醫學博士 佐口 榮 岐阜
生 物 學	大學教授 醫學博士 上野一晴 熊本
醫 化 學	大學教授 醫學博士 岩 崎 憲 福島
化 學	附屬藥學專門部教授 理學士 森 元 七 滋賀
細菌學	大學教授 醫學博士 谷 友 次 富山
病 理 學	大學助教授 醫學博士 渡邊 四 郎 秋田
藥 物 學	大學助教授 醫學博士 伊 藤 亮 石川
外 科	大學教授 醫學博士 熊埜御堂 進 大分
內 科	大學教授 醫學博士 醫學士 谷野富有夫 岡山

法 醫 學	大學教授 醫學博士 醫學士 井 上 剛 京都
衛 生 學	大學教授 醫學博士 醫學士 大谷佐重郎 奈良
皮膚科、泌尿器科學	大學教授 醫學博士 醫學士 並 木 重 郎 東京
內 科	醫學博士 醫學士 鈴木 茂 一 富山
產科學、婦人科學	大學教授 醫學博士 醫學士 笠 森 周 護 石川
眼 科	大學助教授 醫學博士 醫學士 倉 知 與 志 石川
產科學、婦人科學	大學助教授 醫學博士 醫學士 川 越 稔 石川
小兒科學	大學教授 醫學博士 醫學士 泉 仙 助 茨城
耳鼻咽喉科學	大學教授 醫學博士 醫學士 松 田 龍 一 愛知
外 科	大學教授 醫學博士 醫學士 久 留 勝 三重
精神病學	大學教授 醫學博士 醫學士 秋元波留夫 東京
外 科	醫學士 設 樂 順 群馬
解剖學	大學教授 醫學博士 石丸士郎 石川
病 理 學	大學教授 醫學博士 醫學士 宮 田 榮 石川
理學的診療科學	大學教授 醫學博士 醫學士 平 松 博 石川
內 科	大學教授 醫學博士 醫學士 日置陸奧夫 石川

○職員 金澤醫科大學附屬醫學專門部職員

理學的診療科學	醫學博士 岡本十二郎 東京
病理學	大學教授 醫學博士 石川太刀雄丸 富山
外科學	醫學士 八牧敏雄 石川
內科學	醫學博士 醫學士 中野保二 石川
醫化學	醫學博士 醫學士 關田潔 東京
衛生學	三根晴雄 福岡
耳鼻咽喉科學	醫學士 武內博文 群馬
英語	第四高等學校教授 文學士 神保龍二 新潟
理學的診療科學	大學助手 醫學士 三由文一 石川
內科學	大學講師 醫學博士 醫學士 三邊義人 富山
眼科學	大學講師 醫學博士 醫學士 宇都宮好雄 石川
生理學	大學助教授 醫學士 大井成之 石川
解剖學	大學講師 植木春三 北海道
社會學	第四高等學校教授 文學士 松本金壽 栃木
社會學	第四高等學校教授 法學士 三由信二 富山
數學	石川師範學校教授 理學士 橫山文雄 富山

物理學	金澤工業專門學校教授 理學士 青山兵吉 愛知
化學	附屬藥學專門部教授 藥學士 平本實 東京
英語	第四高等學校教授 文學士 大島仁壽 靜岡
體操	文部事務官 稻葉榮作 石川
文部事務官	瀨尾良幸 石川
	川端脩 石川
	山村捨夫 石川
所長	大學教授 醫學博士 醫學士 石坂伸吉 富山
文部教官	大學教授 醫學博士 醫學士 岡本肇 石川
	大學教授 醫學博士 醫學士 日置陸奧夫 石川
	大學助教授 醫學博士 醫學士 鈴木茂一 富山

結核研究所職員

○職員 金澤醫科大學附屬醫學專門部職員 結核研究所職員

助手

大學講師 醫學博士 國部昌俊 石川

大學講師 越村三郎 石川

大學助手 醫學士 林榮一 北海道

大學助手 醫學士 高森正章 石川

大學助手 醫學士 田中克彦 東京

大學助手 醫學士 岡見富雄 大阪

大學助手 醫學士 岡崎道也 山形

大學助手 吉村政彌 東京

附屬圖書館職員

館長

大學教授 醫學博士 醫學士 岡本肇 石川

○金澤醫科大學舊職員

大學長

敘任

大正三、四、一

大正三、四、九

醫學博士 醫學士 高安右人 石川

大正三、四、九

昭和七、四、五

醫學博士 須藤憲三 山形

教授

大正三、四、一 (兼任)

大正三、四、九

醫學博士 醫學士 高安右人 石川

大正三、四、一

大正三、三、三 (死亡)

醫學博士 醫學士 下平用彩 石川

大正三、四、一

大正三、四、一〇

醫學博士 醫學士 金子治郎 石川

大正三、四、一

大正三、五、五

醫學士 藏光長次郎 島根

大正三、四、一

昭和二、三、三

醫學博士 醫學士 松原三郎 石川

大正三、二、二〇

昭和三、七、三 (死亡)

醫學博士 醫學士 山田邦彦 宮城

大正三、五、二六

昭和二、二、二六

醫學博士 醫學士 久慈直太郎 岩手

大正三、四、一

昭和三、三、五

醫學博士 醫學士 泉伍朗 山口

大正四、三、七

昭和四、二、九

醫學博士 醫學士 久保護躬 福島

○金澤醫科大學舊職員

大正三、四、一	昭和六、三、五	醫學博士	土肥章司	東京
昭和四、一、八	昭和六、一〇、三	醫學博士	山川強四郎	長崎
大正三、五、三	昭和六、二、二〇	醫學士	星野鐵男	東京
大正三、四、一	昭和七、四、一五	醫學博士	須藤憲三	山形
大正三、三、三	昭和七、九、一六	醫學博士	山田詩郎	長野
大正三、三、三	昭和三、一、二八	醫學博士	石川昇	大分
大正四、四、一八	昭和三、七、三	醫學博士	伊藤實	東京
昭和六、四、一三	昭和四、二、二〇	醫學博士	古畑種基	東京
大正三、三、三	昭和四、四、一五	醫學博士	古屋芳雄	大分
昭和七、四、一五	昭和四、五、六	醫學博士	長谷川宗憲	愛知
昭和二、七、三	昭和五、四、一	醫學博士	中島實	長崎
昭和二、一〇、七	昭和五、九、一九	醫學博士	村上賢三	三重
昭和五、九、一八	昭和六、三、三	醫學博士	桂重次	新潟
昭和三、七、八	昭和六、六、二八	醫學博士	早尾庸雄	東京
昭和二、三、三	昭和八、三、三〇	醫學博士	岡本規矩男	石川
大正四、二、七	昭和八、三、三	醫學博士	中村八太郎	京都
大正五、五、二				

名譽教授

大正二五、七、三	昭和八、九、八	醫學博士	杉山繁輝	岡山
大正三、四、二五	昭和九、一、七	醫學博士	須藤憲三	山形
昭和七、五、二	昭和二、三、二八	醫學博士	金子治郎	石川
大正三、四、一六	昭和三、二、二〇	醫學博士	高安右人	石川
大正三、四、一六	昭和二〇、一、三	醫學博士	中村八太郎	京都

助教

大正四、三、三	大正四、八、二〇	醫學博士	佐崎伊久	富山
大正四、一、一八	昭和二、三、二八	醫學博士	横田秀策	神奈川
大正五、五、三	昭和三、三、二四	醫學士	堀泰二	福井
大正四、九、一八	昭和三、五、一六	醫學士	檜崎五郎	福岡
大正三、一〇、九	昭和三、三、二六	醫學博士	坂東三範	福井
大正三、一、一	昭和四、一、二六	醫學博士	佐伯靜男	千葉
大正三、一〇、一〇	昭和四、二、七	醫學博士	和田龜俊	高知
大正三、一〇、六	昭和五、三、一八	醫學博士	日下部且三	東京

大正三、二、一九	昭和五、一〇、四	醫學博士 醫學士	小池龜代治	長野
昭和四、五、三五	昭和五、三、二天	醫學士	野中茂	長野
昭和四、六、二三	昭和六、一、三〇	醫學博士	岡田良介	石川
大正三、一〇、六	昭和六、二、三八	醫學博士 醫學士	中井哲太郎	岐阜
大正三、一〇、六	昭和六、四、三三	醫學博士 醫學士	松本武一郎	香川
大正三、一、一九	昭和六、四、三三	醫學博士 醫學士	伊藤實	東京
昭和四、三、一五	昭和六、六、二四	醫學博士	遠藤義雄	山形
昭和五、二、八	昭和七、四、六	醫學博士 醫學士	田中親龍	東京
大正三、一〇、六	昭和七、一〇、一〇	醫學博士 醫學士	谷野富有夫	岡山
昭和六、五、一六	昭和八、一、二天	醫學博士	岩崎憲	福島
昭和三、二、九	昭和八、五、一八	醫學博士 醫學士	橋亮吉	徳島
大正三、四、一	昭和八、一〇、一五	醫學博士	小池才一	石川
昭和七、一、五	昭和九、四、三〇	醫學博士 醫學士	齊藤勘四郎	富山
昭和六、四、四	昭和一〇、五、三三	醫學博士 醫學士	小口忠夫	東京
昭和一〇、三、二八	昭和一一、三、三三	醫學博士 醫學士	正木信夫	岐阜
大正二五、二、五	昭和一二、六、三三	醫學博士 醫學士	佐野保	東京

(死亡)

昭和六、四、四	昭和三、一〇、二八	醫學博士 醫學士	小牧久夫	鹿兒島
昭和一〇、三、七	昭和三、二、二八	醫學博士 醫學士	沖山政一	東京
昭和一一、五、二	昭和四、二、二	醫學博士 醫學士	井上剛	京都
昭和七、五、三	昭和四、四、一	醫學博士 醫學士	日置陸奥夫	石川
昭和九、四、二五	昭和四、七、二五	醫學博士	田中靜雄	大阪
昭和四、二、三	昭和五、二、一九	醫學博士 醫學士	駒井松男	石川
昭和三、二、九	昭和五、九、一八	醫學博士	村上賢三	三重
昭和六、五、三	昭和六、一、二二	醫學博士 醫學士	岡本肇	石川
昭和六、五、二	昭和七、五、三〇	醫學博士 醫學士	池本五月	石川
昭和三、七、二四	昭和七、一〇、二七	醫學博士 醫學士	倉知與志	石川
大正二四、二、四	昭和八、七、二四	醫學博士	石丸士郎	石川
昭和六、二、三	昭和八、七、二四	醫學博士 醫學士	宮田榮	石川
昭和八、五、三	昭和八、七、三三	醫學士	神戸恒夫	山形
昭和七、一〇、二六	昭和八、九、一	醫學博士 醫學士	種村龍夫	三重
昭和八、五、三	昭和八、九、一	醫學博士 醫學士	三木録三	石川
昭和七、一、三〇	昭和九、四、三六	醫學博士	猪原清	石川

醫學博士

フクトルメヂチネ (ベルン大學)

昭和三、六、一〇	昭和一九、五、三	醫學博士 樂島直樹	熊本
昭和六、一、二	昭和一九、七、二四	醫學博士 柿下正道	石川
昭和一九、六、九	昭和一九、九、三	醫學博士 長澤太郎	富山
昭和一、五、三	昭和三〇、三、三	醫學博士 平松博	石川
昭和一九、四、一	昭和三〇、五、二	醫學士 東 勇	富山
昭和二〇、一、二九	昭和二〇、六、一八	醫學博士 布田武雄	石川
昭和八、四、七	昭和二、一、三	醫學博士 盛永五作	富山
昭和四、六、三	昭和一九、二、三	醫學博士 平井順一郎	兵庫
事務官			
大正三、四、一	大正三、八、三〇	山本兵三郎	石川
大正三、八、三〇	大正五、一〇、二七	林 孝治郎	京都
昭和七、三、六 (兼任)	昭和七、二、八	西森美二	富山
昭和〇、九、二六 (兼任)	昭和〇、九、二七	古賀勝次	福岡
昭和三、四、二八 (兼任)	昭和三、四、三〇	中谷章一	福岡
大正五、一〇、二七	昭和四、四、一	原 進一郎	福岡
昭和四、七、二九 (兼任)	昭和四、七、三	松田禎三	富山

昭和四、九、一八 (兼任)	昭和四、九、一九	織田實晴	石川
昭和四、四、一	昭和六、六、三〇	進藤小一郎	山形
昭和六、六、二八 (兼任)	昭和六、六、三〇	波多野市助	愛知
學生主事			
昭和三、一、五	昭和五、六、二六	松本武一郎	香川
昭和四、一、二	昭和六、二、二四	醫學士 星野鐵男	東京
昭和五、六、二六	昭和二、三、二八	文學士 鈴木繁藏	北海道
昭和三、二、一九	昭和七、三、二	經濟學士 光島賢正	熊本

附屬醫院藥局長

大正三、五、二八	昭和八、七、九 (死亡)	藥學士 水谷友三	東京
昭和九、三、三	昭和四、三、二八	藥學博士 藥學士 塚本 勉	東京
昭和五、一、二七	昭和二〇、一〇、一四 (死亡)	藥學博士 藥學士 淺野順太郎	石川
昭和二〇、三、一	昭和二、七、三 (事務代理)	藥學博士 藥學士 櫻井 欽夫	東京

附屬醫學專門部

教授

大正三、四、一 (兼任)	大正三、四、九	醫學博士醫學士	高安右人	石川
大正三、四、一 (兼任)	大正三、三、三 (死亡)	醫學博士醫學士	下平用彰	石川
大正三、四、一 (兼任)	大正三、四、〇	醫學博士	金子治郎	石川
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	須藤憲三	山形
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	中村八太郎	京都
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	松原三郎	石川
大正三、四、一 (兼任)	大正三、五、五	醫學士	藏光長次郎	島根
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	土肥章司	東京
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	石坂伸吉	富山
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	泉伍朗	山口
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	佐口榮	岐阜
大正三、四、一	大正三、三、三	醫學博士醫學士	村田金太郎	石川
大正三、四、一	大正三、三、三	醫學博士醫學士	行德健助	福岡

大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	山田詩郎	長野
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	山田邦彦	宮城
大正三、四、一	大正三、九、六	醫學士	津田好文	大阪
大正三、四、一	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	近藤清吾	石川
大正三、四、一	大正四、三、三		田中一次郎	石川
大正三、四、一	大正三、三、六 (死亡)		佐崎伊久	富山
大正三、四、一	大正三、三、三		佐々城清臣	宮城
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	塩村和喜男	石川
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士	小池才一	石川
大正三、四、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	大里俊吾	福岡
大正三、五、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	早尾庸雄	東京
大正三、五、一 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	久慈直太郎	岩手
大正三、五、三〇	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	下條久馬一	東京
大正三、三、三 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	古畑種基	三重
大正三、五、三 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學士	星野鐵男	東京
大正三、九、三〇 (兼任)	大正四、四、一 (廢官)	醫學博士醫學士	泉仙助	茨城

附屬藥學專門部

教授

大正三、四、一	大正三、三、一〇	藥學士	加藤直三郎	愛知
大正三、四、一 (兼任)	大正三、三、二六 (死亡)	藥學士	佐々城清臣	宮城
大正三、五、三〇 (兼任)	大正四、三、三〇	醫學博士 醫學士	下條久馬一	東京
大正三、七、三三 (兼任)	大正三、三、三三	醫學博士 醫學士	村田金太郎	石川
大正三、四、一	昭和八、九、二	醫學士	林常雄	石川
昭和三、三、一〇 (兼任)	昭和二、三、二八	文學士	鈴木繁藏	北海道
昭和二、九、二	昭和二、三、二八	文學士	兼松鐵雄	愛知
大正三、四、一	昭和三、三、三三	藥學士	瀬戸文雄	靜岡
大正四、四、二	昭和三、三、二	藥學博士 藥學士	淺野三千三	東京
昭和九、三、三三	昭和四、二、二八	藥學博士 藥學士	塚本尅夫	東京
昭和五、三、三〇	昭和七、九、三〇	藥學博士 藥學士	掛見喜一郎	大阪
昭和八、三、三〇	昭和八、三、三三	藥學士	渡邊榮吉	石川
大正三、四、一	昭和八、二、二六	藥學士	西村真一郎	東京

昭和九、五、二

昭和三、〇、一四

藥學博士 藥學士 淺野順太郎 石川

臨時附屬醫學專門部

教授

昭和五、五、二三	昭和八、七、二四	醫學博士	石丸士郎	石川
昭和五、五、二三	昭和八、七、二四	醫學博士 醫學士	宮田榮	石川
昭和七、二、二五	昭和九、三、二四	醫學博士 醫學士	芦澤藤亮	石川
昭和九、四、一	昭和二〇、五、一一	醫學士	東勇哲	富山
昭和九、五、一五	昭和二〇、二、三〇	醫學博士 醫學士	米澤和一	富山
昭和九、五、一五	昭和二、八、三三	醫學博士 醫學士	芳野貞章	石川

○金澤醫科大學學生

醫學科

昭和二十二年入學生

(五十音順)

七十七名

赤崎京一石川	栗津喜久夫石川	安藤良一石川
池田外志隆石川	石田宗治福井	石野俊和富山
飯島敏長野	今城昭雄石川	井川和夫富山
井上篤福井	井上曜三郎神奈川	井口壽石川
内田康啓三重	卯野隆二石川	上田好雄富山
海野信義香川	大賀潔熊本	奥村隆彦富山
桂正郎東京	金田善三石川	川口哲郎石川
桐生稔石川	國澤章夫富山	黒氏伸次石川
小泉嘉久石川	小岩井長雄長野	越崎孝至石川
紺井忠彌石川	佐伯厚二富山	酒井平一郎福井
柴山樹石川	昇塚清民富山	城村昌敏富山

○金澤醫科大學學生

杉森昭富山	鈴木雅夫石川	瀬戸慶一石川
高野文夫埼玉	田上三雄石川	瀧澤明長野
武田正孝富山	日月芳雄石川	立野育郎石川
辰巳巖石川	田中孝雄富山	谷野淳石川
塚島昭夫石川	出口國夫富山	寺畑喜朔富山
徳田三郎石川	土肥理邦富山	中川幾一郎福井
長崎和夫富山	中島裕喜富山	長瀬務茨城
永森文夫富山	夏梅孝治富山	庭田清隆富山
丹尾太福井	布上善衛富山	野田隆明富山
原田誠東京	平尾英一富山	廣瀬孝良石川
福井昭雄富山	古本節夫富山	松下泰三石川
松村歩東京	宮元和衛石川	村上誠一三重
森田和夫富山	安本不二雄富山	山崎隆吉富山
山下晋石川	山田國雄富山	山本一男富山
山本順一福井	米丸年也富山	

昭和二十一年入學生

(五十音順)

六十一名

五十嵐宗吉	池上宗直	池田習一
石瀨正隆	磯部兵輔	稻垣修
岩佐清岐	岩佐隆明	飯田桂一
井家俊郎	梅田良三	小竹誠一
鍋木護郎	上林昌生	熊野豐彦
小林甚一	紺田康岐	坂本光二
佐藤長治	塩岡清富	島道夫
清水正明	捨田利廉	所司慎吉
尙和和夫	杉原外於	高井寬一
高野徹雄	高橋達郎	竹内茂長
竹田明石	田中弘石	近岡春郎
恒吉英彦	中川榮一	長澤宏治
長澤文治	直井長朗	南部利汎
西野章悅	西野豐石	西村和男

昭和二十年入學生

(五十音順)

九十五名

布村寬治	深澤愛子	深澤喜代子
藤田敏雄	古本啓一	細田行知
本田重俊	本田良行	道下忠藏
宮川勝明	宮丸富士雄	山内利夫
山崎信石	山崎哲夫	山本外岳
吉岡秀直	吉田啓一	若狹勝太郎
町田昇	町田昇	町田昇
秋谷鎮雄	淺川美來	淺地元富
朝日豐吉	荒井明富	石原文夫
和泉俊治	井上房生	浮田鎮富
上棚金保	江上三義	大島輝也
大塚良作	大西淳奈	桶屋忠幸
加藤常久	加藤松次郎	加藤直伸
蟹田一夫	金子豐	河上清

河村榮一	石川	川本武史	大阪	國枝亮	大阪
久保順三	大阪	桑原謙治	滋賀	毛笠昇	兵庫
小井土昭二	長野	侯慶添	齋州	河野隆治	廣島
後藤玄夫	岐阜	古梅嘉和	歌山	小林治郎	三重
小森武彦	滋賀	小山隆三	大阪	櫻井尙吉	富山
笹野寬大	大阪	佐藤純	石川	塩谷一雄	石川
四方壽朗	京都	清水英一	群馬	清水潤一	兵庫
下邨慶二	大阪	須崎公二	東京	洲崎豐男	石川
關口晃	埼玉	高川清延	富山	高野晃一	福井
高野昇治	滋賀	龍澤俊彦	島根	田中清六	富山
田村春夫	栃木	津川洋三	石川	土屋甲子夫	靜岡
治村貞夫	大阪	豐川嘉夫	朝鮮	永岡潤吉	奈良
中上光雄	石川	中島與三弘	岡山	中山達夫	石川
西田隆一	富山	西村聖二	東京	沼田尹典	兵庫
野村潔	石川	芳賀敏彦	東京	萩原健二	福岡
蜂谷徹	長野	平井傳次	大阪	平林重宜	長野

平林慎男	長野	福田敬信	東京	福田正則	靜岡
藤井光夫	大阪	古林健兵	兵庫	逸見稔	愛知
細川勇一	愛知	前田利英	福井	増田正道	和歌山
松原藤繼	石川	松平明隆	福井	松村迪夫	福井
松本清	石川	南浦敏英	石川	宮城正	石川
宮地知男	石川	三浦敏英	石川	山岸利輔	福井
山口光洋	群馬	山西左門	福井	吉村裕之	石川
米田良藏	富山	樂滿一夫	石川	若杉文象	富山
脇坂悌治	富山	渡邊敏夫	岐阜	綿谷一郎	石川

昭和十九年十月入學生 (五十音順) 八十六名

秋山澄	石川	有田泰明	高知	石原正夫	山梨
伊庭博	愛知	植田初三	京都	上田俊英	富山
上田幹男	富山	岡村次大	大阪	太田孝哉	富山
柏崎純一	東京	鹿島一郎	愛知	金子富夫	富山
金山早苗	富山	加村善一	富山	菊地敏昭	青森

北出公俊	石川	鬼頭勤	愛知	五反田良精	石川
小長谷俊彦	靜岡	小東庸也	兵庫	古明地良孝	靜岡
齊藤宏富	山	坂本宏	石川	櫻井武彦	長野
佐野邦利	愛知	澤田尙雄	兵庫	柴田道也	富山
島田耕太	奈良	下川末夫	石川	白尾清明	石川
鈴木勝愛	知	染村舜輔	東京	高田健史	富山
高田善雄	東京	高田幾男	富山	高田英之	富山
田中健一	新潟	谷本恒幸	愛媛	知原秀明	兵庫
津越一良	奈良	塚本光夫	東京	對馬克夫	青森
津田進三	神奈川	坪田功福	井	得田與夫	石川
鳥居肇	愛知	永澤泰	青森	中原健三	大阪
中上彬	石川	能勢錦三	東京	野村進	富山
伯部穂積	神奈川	長谷川正治	東京	林隆	富山
林恒男	三重	張木金治	石川	平井榮	岡山
弘兼倫彦	山口	藤田勝也	兵庫	藤井和男	富山
別所富夫	富山	細田行隆	石川	朴本麒	朝鮮

本田盛久	石川	松崎喜久男	鹿兒島	松田漸	鳥取
松井岩男	福井	松井繁	富山	前野登	石川
宮地秀樹	高知	本岡是	兵庫	守屋俊郎	愛媛
森山義光	富山	八木裕	岩手	山岡昂	島根
山岡永興	兵庫	山片寬	富山	山崎初美	德島
山積清一	靜岡	山田禎一	富山	山本博一	兵庫
湯山勉	靜岡	吉崎亨	富山	渡瀬勉	富山
祝道	中華民國	張續	祖		中華民國
朱村鼎均	朝鮮	栗井正則	石川	池田仁紀	奈良
石川保次	神奈川	石場甚吉	富山	磯部曉	東京
飯塚榮一	大阪	岩坪胖	鹿兒島	井田亨	鳥取
井出通夫	大阪	小田幸保	大阪	小野澤實	長野
大谷壽兵	兵庫	大幡久彌	石川	大島太郎	愛知
加々美孝嗣	神奈川	角田秀弘	石川	片井日出雄	栃木

昭和十八年十月入學生 (五十音順) 七十一名

加藤 正愛知	河崎屋三郎 石川	神岡 俊崎玉
上出 二郎 石川	河村吉雄 愛知	北西靖 敬石川
熊野 宏 石川	齋藤 齊 石川	坂本岩一 鳥取
佐々木五郎 富山	材木尤男 石川	里見清次 石川
島田修一郎 富山	清水一德 長野	清水富生 三重
菅田萬里雄 富山	杉本英一 富山	杉山富彦 靜岡
澄川 豐 山口	關川愛一 石川	瀬戸利郎 三重
高橋外喜雄 石川	竹島亟次 新潟	多田 陽 富山
橋 彌之助 富山	立石宏行 群馬	谷井淑夫 富山
津田 章 石川	寺田 稔 石川	寺尾 明 石川
渡慶次賀學 神籠	中林性次 奈良	中村文武 新潟
野村榮史 石川	福島順二 東京	福富豐彦 山口
堀口良男 東京	堀井 涉 石川	牧野總一郎 群馬
松尾裕三郎 高知	松住清兵衛 富山	的場 清 大阪
宮本留男 石川	村上 忠 山口	村瀬穰二 東京
毛利 正 富山	安田利治 大阪	山口友七 愛知

山田眞綱 富山

山本政男 大阪

依田富弘 山梨

渡邊正彦 京都

渡邊義雄 千葉

昭和十七年十月入學生

(五十音順) 十一名

大澤眞夫 富山
 坂本一郎 東京
 花田寧運 朝鮮
 矢部健治 石川

大島芳三郎 岐阜
 杉本顯俊 兵庫
 藤澤昌三 長野
 山崎主稅 石川

大屋孝昌 群馬
 天滿 滿 廣島
 安田茂雄 北海道

昭和十七年四月入學生

(五十音順) 二名

坪谷金信 新潟

伏協俊行 富山

昭和十六年入學生

(五十音順) 一名

中山與三次 富山